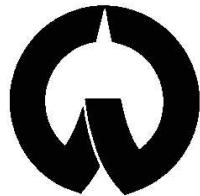


八百津町地域防災計画



平成25年10月改訂

八百津町防災会議

第1編 総 則	1
第1章 地域防災計画の目的及び内容	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の内容	2
第3節 計画の修正	2
第4節 計画の周知	2
第5節 他計画との調整	3
第2章 地域防災計画の策定方針	4
第1節 計画の基本方針	4
第2節 対象とする災害の範囲	4
第3節 計画の構成	5
第3章 計画の前提条件	6
第1節 八百津町の概況	6
第2節 社会的条件	8
第3節 考慮すべき災害特性	11
第4章 町・関係機関の業務大綱及び町民・事業所等の役割	17
第1節 町・関係機関の業務大綱	17
第2節 町民・自主防災組織・事業所の役割	18
第3節 他地域における大規模災害に対する対応	20
第5章 大規模地震に対する対応	21
第1節 東海地震に対する対応	21
第2節 東南海・南海地震への対応	22
第6章 放射性物質・原子力災害への対応	23
第1節 八百津町としての対応	23
第2節 対応内容	24

第2編 災害予防	25
第1章 防災・減災のための調査・計画	26
第1節 災害危険地域に関する調査・計画（総務課、産業課、建設課、水道環境課）	26
第2節 防災上緊急に整備すべき施設の整備（関係各課）	26
第3節 防災に関する調査・情報収集（関係各課）	27
第2章 災害抑止対策の推進	28
第1節 治山・治水対策等（建設課、産業課、総務課）	28
第2節 建築物防災対策（総務課、建設課、教育課、関係各課）	32
第3節 交通網対策（建設課、産業課）	36
第4節 ライフライン対策（水道環境課、総務課）	37
第5節 文教関係施設対策（教育課）	38
第6節 農業対策（産業課）	39
第7節 ダム災害予防対策（総務課、建設課）	39
第3章 災害対応能力の強化	40
第1節 災害時の活動能力の強化（総務課、関係各課）	40
第2節 行政機関の業務継続体制の強化（総務課、関係各課）	41
第3節 情報・通信、広報体制の強化（総務課）	42
第4節 消防体制の強化（八百津町消防団、可茂消防事務組合消防本部、総務課）	43
第5節 医療・助産体制の強化（健康福祉課、総務課）	44
第6節 避難計画（総務課、関係各課）	45
第7節 生活支援対策（総務課、産業課）	46
第8節 環境衛生対策（健康福祉課、水道環境課）	46
第9節 自主防災組織の強化（総務課、八百津町消防団）	47
第10節 事業所等における災害予防・対応体制の確立（産業課）	48
第11節 要配慮者対策（総務課、健康福祉課、八百津町消防団、 可茂消防事務組合消防本部、八百津町社会福祉協議会）	49
第12節 孤立集落対策（建設課）	50
第13節 原子力災害対策（総務課、健康福祉課、八百津町消防団、 可茂消防事務組合消防本部）	50
第4章 災害予防のための監視・指導の強化	51
第1節 監視体制の強化（産業課）	51
第2節 監視施設・機器等の整備（総務課、建設課）	51
第3節 査察・指導の強化（関係各課）	52
第5章 防災意識の向上	53
第1節 防災知識の普及（総務課、教育課、関係各課）	53
第2節 防災訓練の実施（関係各課）	55
第3節 法令の遵守（建設課）	57

第3編 災害警戒・対策	58
第1章 活動体制の確立	59
第1節 初動対応（防災安全部）	59
第2節 組織体制（防災安全部、総務部）	59
第3節 要員の動員・確保（防災安全部、関係各部）	62
第4節 情報収集・連絡体制（防災安全部、関係各部）	63
第5節 災害広報（防災安全部、総務部）	64
第6節 職員等の応援要請（防災安全部）	65
第7節 議会・隣接市町との相互協力（防災安全部、議会部）	66
第8節 災害輸送計画（防災安全部、総務部、建設部、関係各部）	66
第9節 応急資機材等の確保（総務部、関係各部）	67
第10節 ボランティア活動の支援（総務部、八百津町社会福祉協議会）	67
第2章 災害防除対策	68
第1節 消防計画（消防団、女性防火クラブ、可茂消防事務組合消防本部）	68
第2節 水防計画（建設部、消防団）	69
第3節 土砂災害対策（建設部、総務部）	69
第4節 雪害対策計画（建設部）	70
第5節 危険物災害対策（防災安全部、消防団、可茂消防事務組合消防本部）	70
第6節 放射性物質・原子力災害対策（防災安全部、総務部、消防団、可茂消防事務組合消防本部）	71
第7節 り災者救出計画（防災安全部、健康福祉部、総務部、消防団、可茂消防事務組合消防本部）	72
第8節 避難計画（防災安全部、総務部）	73
第3章 都市機能等の応急復旧対策	74
第1節 緊急輸送・交通規制対策（建設部）	74
第2節 道路・河川等の応急復旧（建設部）	74
第3節 ライフライン施設対策（水道環境部、関係機関）	75
第4節 文教関係施設等応急対策（教育部、健康福祉部）	76
第5節 その他公共施設等対策（総務部、関係各部）	77
第6節 防疫・保健衛生対策（健康福祉部、給食センター部、水道環境部）	77
第7節 廃棄物・し尿処理対策（水道環境部）	78
第8節 防犯対策（防災安全部、加茂警察署）	78
第9節 遺体の保護・処理・埋葬（健康福祉部）	79
第4章 り災者対策	80
第1節 医療・助産計画（健康福祉部、防災安全部）	80
第2節 要配慮者対策（健康福祉部、消防団、女性防火クラブ、可茂消防事務組合消防本部、八百津町社会福祉協議会）	81
第3節 避難所の開設（町民部、教育部）	82

第4節 生活支援対策（総務部、給食センター部、出納部、健康福祉部、教育部、水道環境部、 関係機関）	83
第5節 帰宅困難者対策（総務部、町民部）	85
第6節 応急住宅対策（建設部）	85
第7節 建築物等安全対策（建設部）	86
第8節 愛玩動物対策（町民部）	86
第4編 災害復旧・復興	87
第1章 り災者の生活確保	88
第1節 生活支援（総務部、町民部、健康福祉部、教育部）	88
第2節 住宅復旧（建設部、健康福祉部）	89
第3節 産業復旧（産業部、建設部）	89
第2章 公共施設の復旧	90
第1節 公共施設の災害復旧（建設部、水道環境部、関係各部）	90
第2節 事業に対する財政援助・助成措置（防災安全部、建設部、関係各部）	90
第3章 復旧計画	91
第1節 災害復旧計画の策定（建設部、関係各部）	91

第1編 総 則

はじめに

平成22年7月の集中豪雨により、八百津町野上地区では土石流により3名の尊い人命が失われました。また、東日本大震災では、我が国の観測史上最大のマグニチュード(M9.0)の東北地方太平洋沖地震と巨大津波により2万人近い方が死者、行方不明者として報告されています。

八百津町地域防災計画は、上記の様な状況を踏まえ、八百津町において発生の可能性がある災害に備えるとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確に対応するため、災害予防、災害警戒・応急対応、災害復旧・復興に関する事項を取りまとめたものです。こうした計画や活動に即応していくためには、町及び関係機関等が相互に有機的連携を図るとともに、町民の協力のもと、総合的かつ一体的な防災体制を確立していく必要があります。

以上のような観点から、今回の改訂に当っては、八百津町や関係機関の職員に加えて、町民や町内に立地する事業所の方々も広く計画書の読者として想定することとし、掲載内容については、簡潔な記述や平易な表現を心がけました。

町及び関係機関をはじめ、防災活動で中心的役割を果たす方々は、本計画書を通読して多岐にわたる災害対応の枠組みや全体像を理解・把握するとともに、日常的かつ計画的に防災・減災対策の推進を図ったり、訓練を繰り返し実施したりすることにより、災害時にリーダーシップを発揮して迅速かつ的確に対応することが強く求められています。具体的な対応や基準、個別の活動内容は資料集に取りまとめていますので、併せて参照してください。

また、災害被害を最小限に抑えるためには、「自分の身は自分で守る（自助）」「自分たちの町は自分たちで守る（共助）」という意識のもと、町民自らが常日頃から災害に対する備えを充実させ、地域全体の防災力を高めておくことが不可欠です。

町民や事業者の方々におかれましては、本計画書に示される防災計画や災害時の行政の対応を理解頂いた上で、それぞれの役割や責務を自覚し、災害に対する具体的な対策を家庭や事業所、地域において検討頂ければ幸いです。

第1章 地域防災計画の目的及び内容

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び八百津町防災会議条例（昭和37年12月22日条例第9号）第2条の規定に基づいて、八百津町防災会議が作成したもので、八百津町地域における災害予防、災害警戒・応急対応、災害復旧・復興に関する事項を定めるとともに、それらの防災に関わる活動を総合的かつ計画的に推進することを通じて、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できるようにします。また、当計画を活用することを通じて、町民や来訪者の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、町民一人一人の自覚と努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保を目指します。

◇八百津町防災会議条例（昭和37年12月22日、条例第9号）

資料編 S1-1-01-01

第2節 計画の内容

八百津町地域防災計画は、災害予防から、災害警戒・応急対応、災害復旧等、防災・減災に資する各種対策を体系的に取りまとめるとともに、当該対策における八百津町、関係機関、町民・事業所の役割・義務を定めた総合的かつ基本的な計画です。

本計画では、地震・洪水・地すべり等の自然災害、ならびに、大規模な火災・爆発、放射性物質・原子力等の事故災害を想定するとともに、複合災害（同時または連続してふたつ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象）の発生の可能性を認識し、各種対策を策定しています。

第3節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、国の防災基本計画、県の地域防災計画に修正があった場合、町の組織・体制に変更があった場合等、計画の前提条件に大きな変化があった場合など、必要に応じて修正するものとします。また、修正を行った場合は、その要旨を公表するものとします。

第4節 計画の周知

本計画は、八百津町職員及び防災関係機関、町民等に周知徹底するものとします。

第5節 他計画との調整

計画の策定に当っては、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画、岐阜県地域防災計画との整合を図っています。また、計画を修正した場合は、岐阜県知事に速やかに報告するものとします。

第2章 地域防災計画の策定方針

第1節 計画の基本方針

本計画では、以下の内容を基本方針とします。

- 災害予防、災害警戒・対策（警戒、避難、消火、救難、救助、衛生等）、災害復旧・復興について、事項別に計画を策定します。
- 八百津町、関係機関、町民・事業所が担うべき役割や義務、連携・協力のあり方について、その基本指針を示します。
- 要配慮者*に対する優先的な救援・救助対策をはじめ、特殊な配慮が必要な対策についても、その内容を示します。
- 大規模な災害が生じた場合でも十分に対応できるよう、余裕をもった計画とします。

* 要配慮者：高齢者、障がい者、外国人、妊婦、乳幼児等、災害対応能力の低い者

第2節 対象とする災害の範囲

この計画において対象とする災害の範囲は、以下の通りです。

■ 自然灾害

- 風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水等）
- 土砂災害（地すべり、土石流、がけ崩れ等）
- 地震災害（東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震等の大規模地震を含む）
- 雪害

■ 事故災害

- 突発的事故（航空機事故、鉄道事故、道路事故等）
- 大規模火災（大規模工場等火災・爆発、大規模林野火災等）
- 放射性物質・原子力災害

第3節 計画の構成

本計画書の構成は、以下に示す通りです。「総則編」「災害予防編」「災害警戒・対策編」「災害復旧・復興編」からなる本編と資料集から構成されています。

総
則

八百津町地域防災計画の構成

八百津町地域防災計画（本編）

■ 第1編 総則

■ 第2編 災害予防

■ 第3編 災害警戒・対策

■ 第4編 災害復旧・復興

資料集

■ はじめに

■ 災害対応マニュアル編

■ 資料編

■ 様式編

第3章 計画の前提条件

第1節 八百津町の概況

【位置・面積】

八百津町は、濃尾平野の北端、岐阜県の東南部に位置し、市街地と農山村の両方を含む自治体です。町の北側に飛騨川、町内南部に木曽川が流れ、北は白川町、七宗町、東は恵那市、西は美濃加茂市、可児市、川辺町、南は瑞浪市、御嵩町に接しています。県庁所在地の岐阜市からは約40km、中部経済圏の中心である名古屋市からは約45kmの距離に位置しています。町域は、東西19.8km、南北11.2kmにわたって広がり、総面積128.81km²となっています。

◇八百津町の位置・面積等

資料編 S1-3-01-01

八百津町の位置



【地形・地勢】

八百津町は、盆地と木曽山脈に連なる山岳地帯からなる地域で、森林が町域の約80%を占めています。町の西部は、海拔120m前後の木曽川の河岸段丘上に住宅、農地が広がっています。西南から北東に行くに従って、平野部が丘陵地から山間地域へと変わり、町の東部では海拔500mから600mの高原に集落が点在しています。

町の北側には飛騨川、町内南部には木曽川が流れています。町内の南部を東西に流れる木曽川には、名場居川、旅足川、荒川、石川等多くの支流が流入しており、古くから山地の崩壊、土石流の発生、水害等が発生しています。

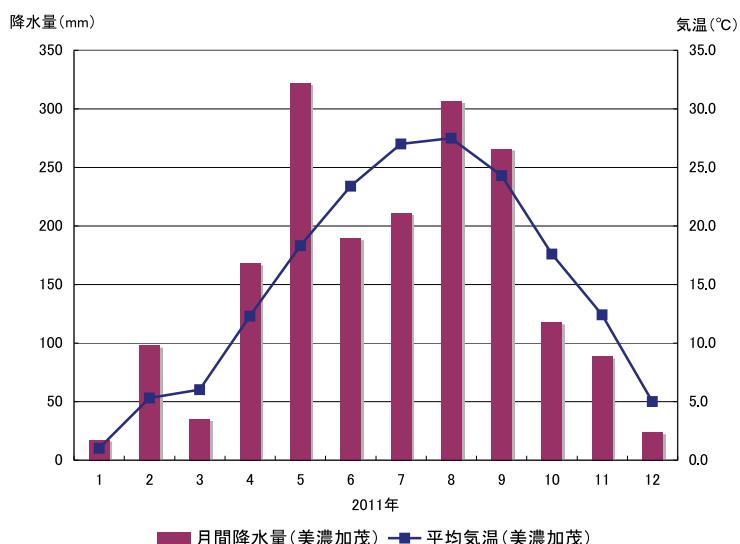
地質をみると、町の大部分は、秩父古生層という堆積岩の隆起によって形成されていますが、東部の久田見地区をはじめ一部の地域は、花崗岩地帯で形成されています。また、木曽川流域一帯は、新生代三紀層で形成されています。

【気象】

八百津町は、主に温暖湿潤気候に属します。2011年の気温は、最も近い美濃加茂において、年平均15.0度と比較的温暖で、月平均気温の最高は8月の27.5°C、最低は1月の1.0°Cでした。ただし、町東部地域の山間部（久田見、福地、潮南地区）は、やや内陸型の気候を示し、気温がかなり低くなります。

2011年の年間降水量は1,846mm、最高月降水量は322mm（5月）、最低月降水量は17.5mm（1月）と岐阜県内においても降水量・降雪量が比較的少ない地域ですが、6～9月にかけての暖候期には、しばしば大雨が襲来することがあります。

月間降水量と平均気温（2011年）



出典：気象庁ウェブサイト

第2節 社会的条件

【人口】

人口は、平成25年4月1日現在、12,083人（男性5,866人、女性6,217人）、世帯数は4,356戸となっています。直近3回の国勢調査人口（総人口）をみると、平成12年が13,632人、平成17年が12,935人、平成22年が12,045人となっており、10年間で1,587人減少しています。

今後もこの傾向は継続すると考えられ、平成28年には総人口が11,030人程度になると予測されています。同時に、老人人口比率の増加も予測されており、防災面からも重要な課題のひとつとなっています。

人口の将来予測値

(単位:人、%、世帯、人／世帯)

項目	年 (平成17年 (2005年))	平成22年 (2010年)	平成28年 (2016年)		
				H17-H23	H23-H28
総人口	12,935	12,045	11,030	△1.31	△1.49
年少人口 (14歳以下)	1,600 (12.4)	1,393 (11.6)	1,260 (11.4)	△1.98	△2.13
生産年齢人口 (15～65歳)	7,448 (57.6)	6,736 (55.9)	5,950 (53.9)	△1.67	△2.24
老人人口 (65歳以上)	3,887 (30.1)	3,916 (32.5)	3,820 (34.6)	△0.33	0.05
世帯数	4,052	3,999	3,790	△0.58	△0.61
一世帯当人員	3.19	3.01	2.91	—	—

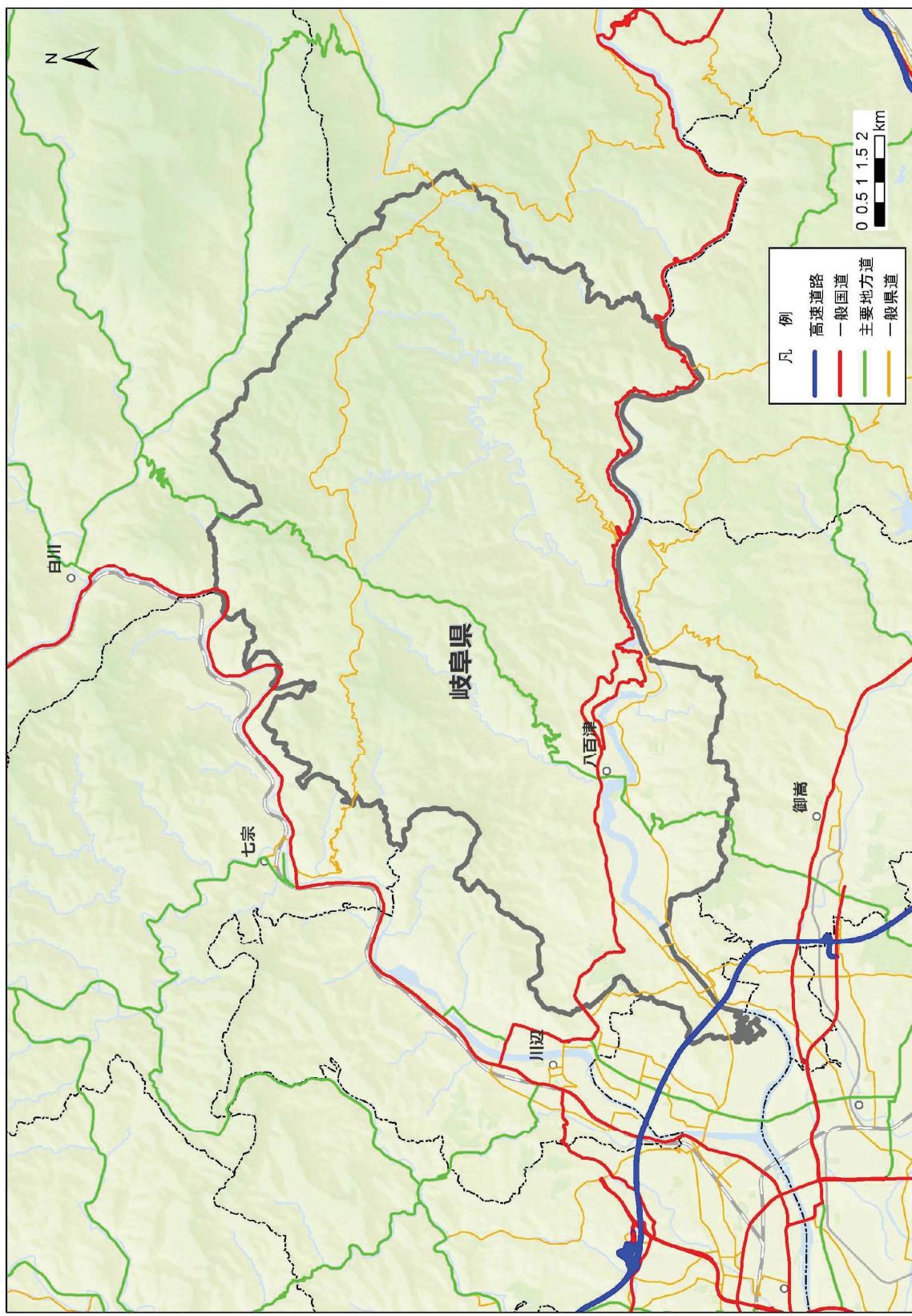
出典：『第4次八百津町総合計画』抜粋・加筆（八百津町、平成19年3月）

【交通】

①道路

- ・高規格幹線道路としては、八百津町の西端を東海環状自動車道が通過しており、最も近い可児御嵩ICまで国道21号、御嵩町経由で約20分となっています。また、中央自動車道の土岐ICまでは国道21号、御嵩町経由で約40分、多治見ICまでは国道248号、可児市経由で約40分となっています。現在、主要地方道多治見白川線伊岐津志バイパスの整備が進められており、将来的には町内外への交通アクセスの向上が見込まれています。
- ・広域幹線道路としては、一般国道418号があげられ、八百津町の道路網の骨格となっています。木曽川沿いを東西に走り、東は恵那市方面、西は川辺町、美濃加茂市方面を結んでいますが、平成25年4月現在、潮見地内から恵那市を結ぶバイパスの建設が進んでいます。
- ・一方、南北軸を形成しているのは主要地方道多治見白川線で、南は可児市、御嵩町方面、北は白川町方面を結んでいます。これらの道路網は、災害発生時には、避難路及び緊急輸送路として重要な役割を持っていることから、こうした機能にも対応できる整備が求められています。

八百津町の道路網



出典：岐阜県域統合型GIS

第1編 総 則

②バス

- ・東鉄バス（東濃鉄道株式会社）の路線バスにより、JR美濃太田駅もしくはJR可児駅と八百津町中心部とを結んでいます。所要時間は、八百津町ファミリーセンター前・美濃太田間（平日八百津方向7本、美濃太田方向6本、土曜・休日5往復）が35分、八百津高校・美濃太田間（平日1往復）が30分、八百津町ファミリーセンター前・可児駅前間（平日・土曜1往復）が27分となっています。
- ・八百津町が東濃鉄道に運行を委託しているコミュニティバスとして、YAOバス（やおバス）とコミュニティバス802（コミュニティバスやおつ）があります。YAOバスは、名鉄八百津線の廃止に伴う代替バスとして2001年に運行が始まり、八百津町ファミリーセンター前または八百津高校と名鉄広見線明智駅との間を25分程度で結んでいます（運転本数は毎時1本程度）。コミュニティバス802（1998年4月1日に運行開始）は、杣沢線、北山線、久田見線、潮南線の4路線があり、町内各地を結んでいます。

③域内アクセス

- ・八百津町は、木曽川によって南北方向のアクセスが分断されているため、木曽川に架けられた稲葉橋、八百津橋、八百津大橋、蘇水峠橋、小和沢橋等の橋梁が南北軸の要として重要な役割を果しています。これらの橋梁については、適切に維持・管理を行なうとともに、耐震化を進める必要があります。

第3節 考慮すべき災害特性

【風水害】

八百津町は、木曽川をはじめ、木曽川に流入する多数の支流の流域に位置しているため、これまでにも台風や集中豪雨に伴う悪条件が重なると、風水害による被害が発生しています。代表的なものとしては、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風があげられます。死者2人、負傷者13人、家屋等の全壊78戸、半壊486戸、床下浸水120戸という甚大な被害を被り、災害救助法が適用されました。昭和36年(1961年)の台風18号(第2室戸台風)においても、家屋等の半壊81戸という大きな被害が出ています。また、昭和58年(1983年)の9.28災害では、集中豪雨によって木曽川が増水し、家屋等の全壊・半壊各1戸、床上浸水17戸、床下浸水12戸のほか、錦織つり橋の流出や木曽川護岸の破壊等の被害に見舞われました。これ以外にも、昭和43年(1968年)、昭和51年(1976年)、平成11年(1999年)にも台風・豪雨に起因する水害によって、床上・床下浸水の被害が発生しています。

◇八百津町の災害履歴

資料編 S1-3-03-01

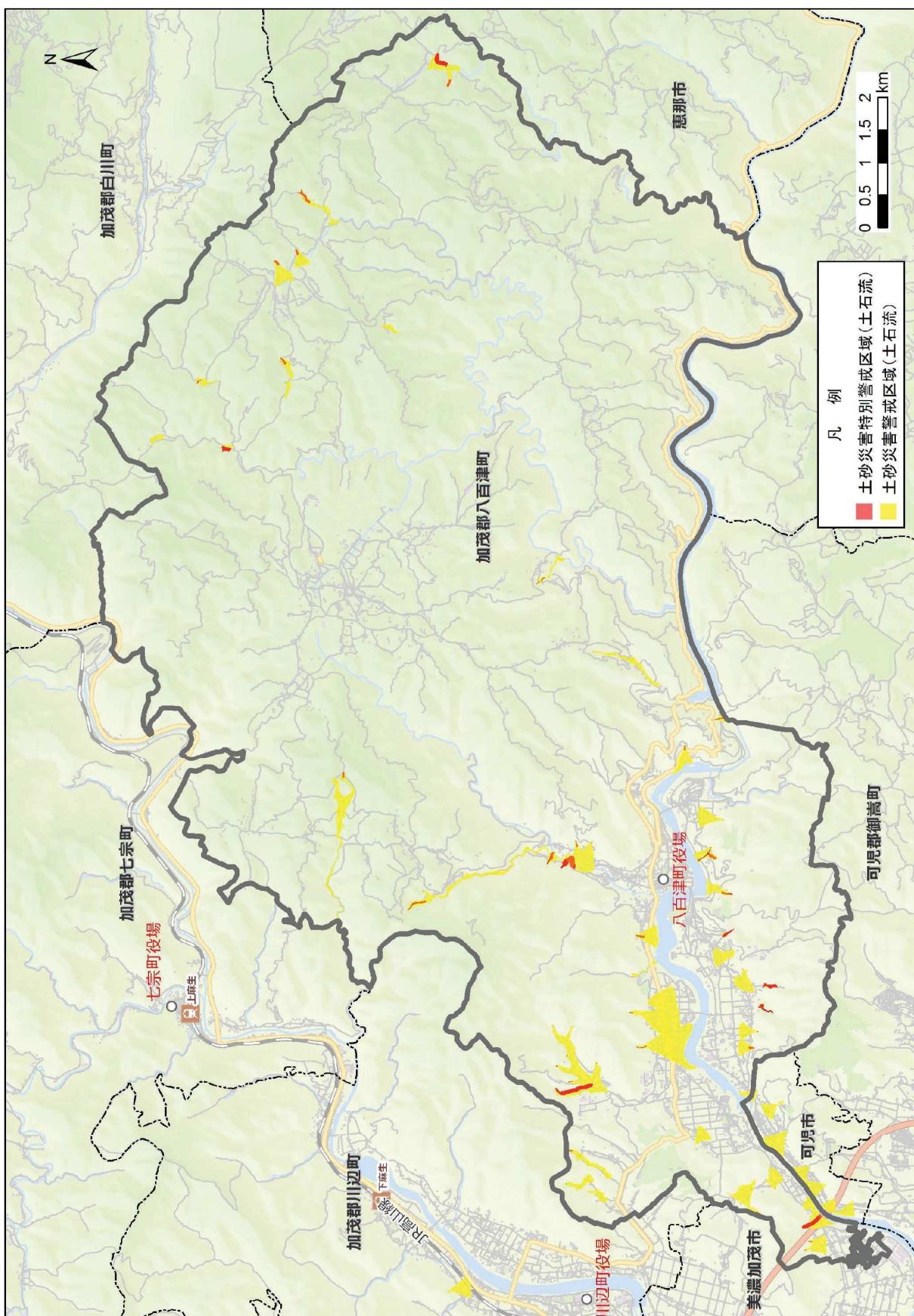
【土砂災害】

八百津町においては、地形・地質的特徴から、台風や集中豪雨、地震等が原因となって、傾斜地が崩壊したり、土石流が発生したりする可能性があります。

記憶に新しいところでは、平成22年(2010年)7月15日、約5時間で250mm前後という梅雨前線による局地的豪雨によって町内野上地区において土石流が発生、死者3人という被害に見舞われました。加えて、河川の氾濫や住宅への浸水、がけ崩れや道路の寸断、田畠の流出・冠水等、町内全域にわたって甚大な被害が発生しました。翌23年(2011年)9月にも、台風15号によって八百津地区の裏山が崩壊し、負傷者が1人出ています。

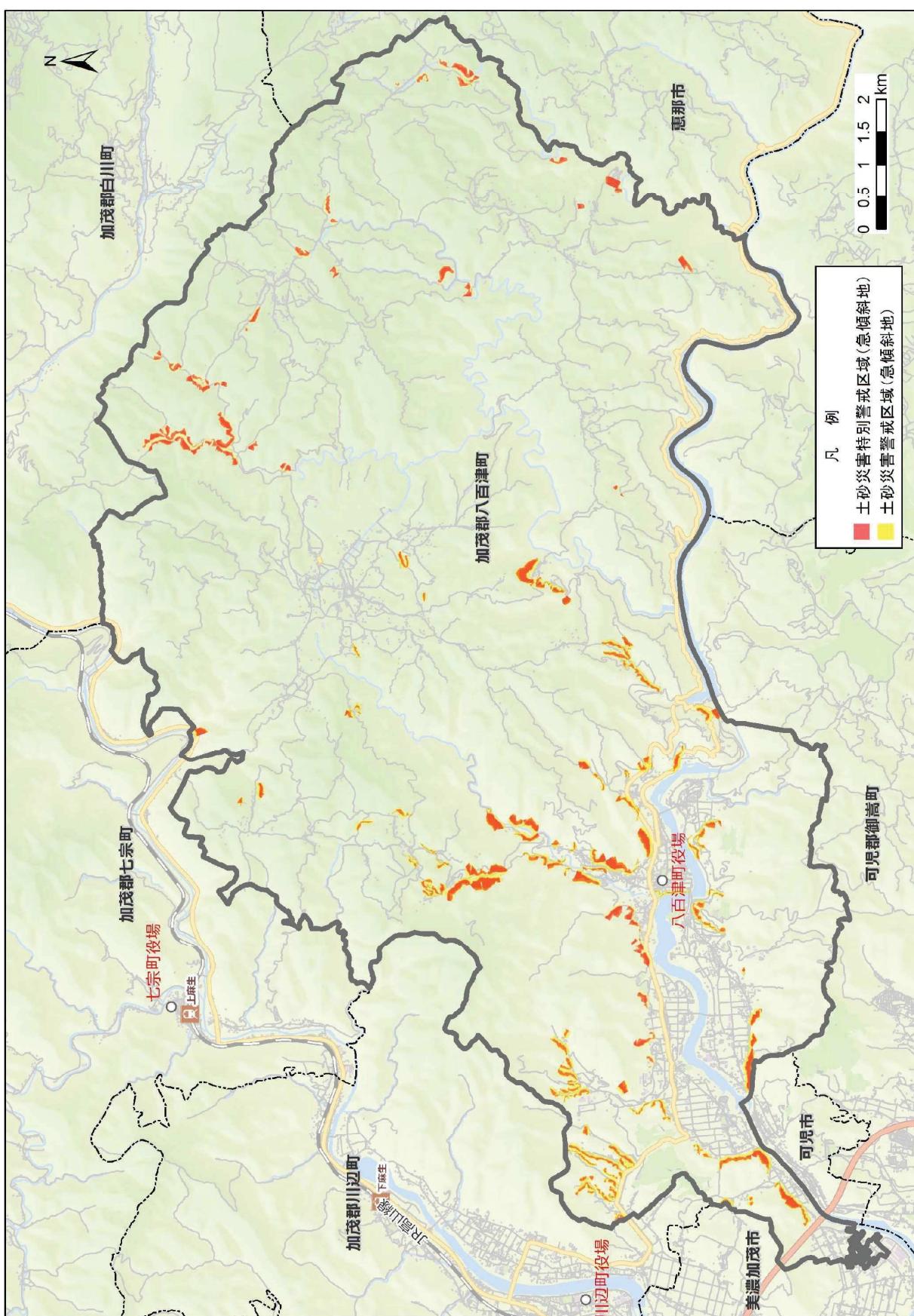
八百津町は、町域の約8割を森林が占めていますが、適正管理された山林の減少等による森林の保水機能の低下により、短時間の豪雨でも急激な増水や水害、土砂災害の危険が生じるようになったともいわれています。今後も上記のような災害が発生する可能性は否定できず、適切な対策を講じていくことが求められています。

土砂災害(特別)警戒区域（土石流）



出典：岐阜県域統合型GIS

土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地)



出典：岐阜県域統合型GIS

【地震災害】**①海溝型地震**

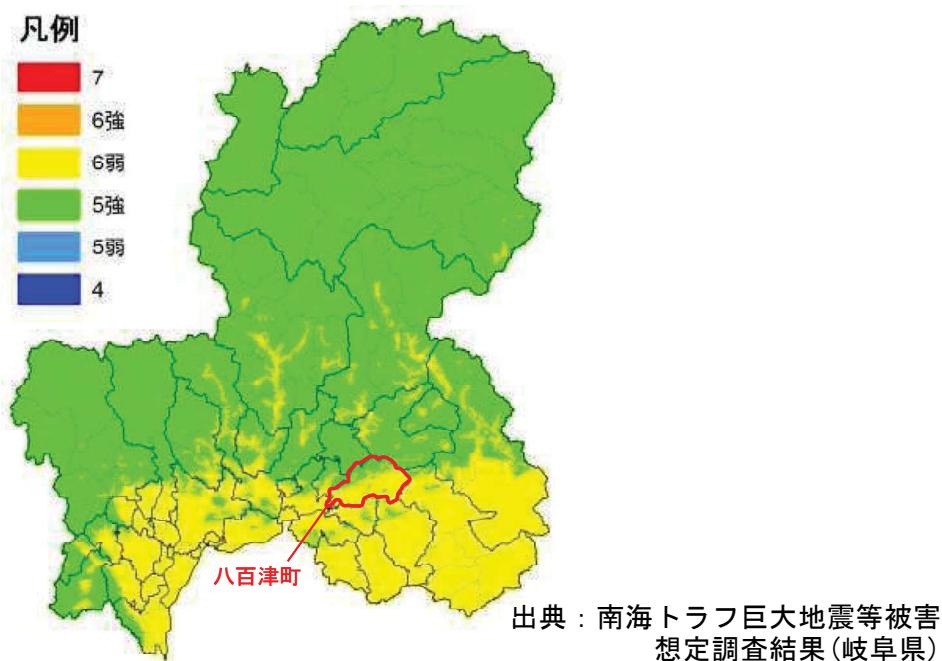
海域（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれます。近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ100年から150年に一度、東海地震・東南海地震・南海地震の震源域において繰り返し大規模な地震が発生しています。しかし、約65年前からは、東南海地震・南海地震の震源域でしか地震が発生していません。とりわけ東海地震の震源域については、前回発生（1854年安政東海地震）して以来、既に150年が経過しているため、その地域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いといわれています。

八百津町については、南海トラフ巨大地震においては、最大震度6弱の揺れ（参考：岐阜県防災課「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」、平成25年2月9日発表）があると予測されています。

◇東海・東南海・南海地震等被害想定(八百津町)

資料編 S1-2-02-01

南海トラフ巨大地震震度分布図

**②内陸型地震**

活断層が原因の内陸直下型地震は、断層型地震と呼ばれます。岐阜県は、全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域といわれています。内陸直下型地震の原因となる活断層は大小あわせて約100本が確認されています。

八百津町周辺にも、阿寺断層帯や濃尾断層帯といった活断層が存在しています。天正地震（天正13年（1586年））、濃尾地震（明治24年（1891年））等、過去にはこれらの活断層の活動が原因と考えられる地震が起こっており、これらの活断層に起因する地震が発生する可能性があります。

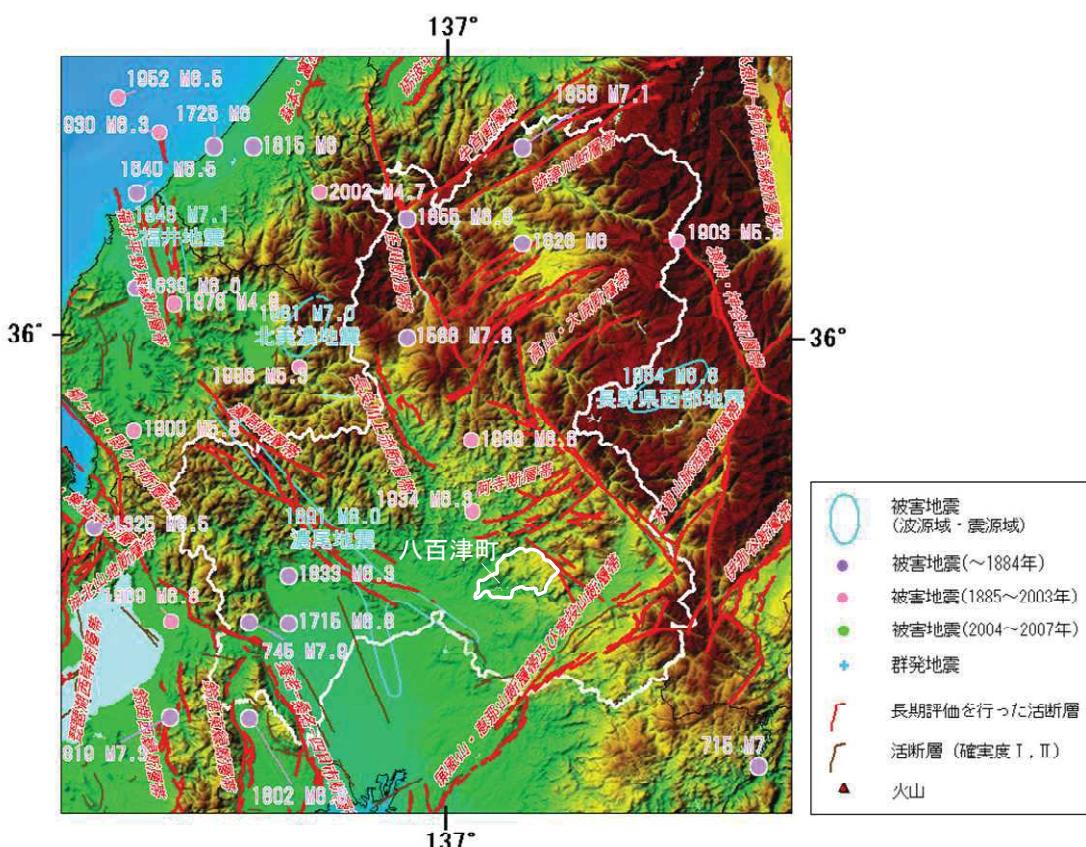
なお、八百津町に最も近い阿寺断層は、東北地方太平洋沖地震の影響による誘発地震の危険性が指摘されていますが、その阿寺断層系地震では、震度5弱～5強の揺れ（参考：岐阜県防災課「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」、平成25年2月9日発表）があると予測されています。

活断層は全てが確認されている訳ではありません。八百津町直下に、まだ確認されていない活断層があり、それが原因で地震が起こる可能性がないとはいえません。ちなみに、『八百津町地震防災マップ』（八百津町、平成20年2月）は直下型地震(M6.9)を想定して作成されており、川沿いや谷あいの低地部の広い範囲で震度6弱の揺れがあると予想されています。

③より遠距離で発生する大規模地震の影響

遠方で発生した地震であっても、その地震の規模が大きいと、何らかの影響が生じる可能性があるため注意が必要です。平成7年(1995年)1月17日に発生した兵庫県南部地震(M7.3)では、震源地から約200km離れた八百津町で震度4となりました。また、平成23年(2011年)3月11日の東北地方太平洋沖地震(M9.0)においては、震源から約600kmの距離があるにも関わらず、八百津町で震度2を記録しています。

岐阜県の主な被害地震と活断層



出典：地震動予測地図ウェブサイト全国版
(地震調査研究推進本部ウェブサイト)

【雪害】

平野部の積雪はあまり多くありませんが、山間部はほぼ毎年15～20cmの積雪があります。福地、潮南地区は、降雪が寒さのために凍結することがあり、2月から3月にかけての数日間、交通に支障をきたす場合があります。しかし、雪崩等による家屋の倒壊や埋没等、直接的な雪害の危険は大きくありません。

【火災】

八百津地区及び久田見地区内は、家屋が密集し、危険物販売所等の施設もあるため、強風時や大地震時において大火となる恐れがあります。山間部については家屋の密集度は低いものの、消防水利の不足や他地区からの応援に時間を要するといった理由により、大火災となる場合が考えられます。

八百津町は、森林が約8割を占めています。特に初春は空気が乾燥しているとともに、枯れ草も多く、暖かくなるに従って入山者が増えることにより、山火事が発生する危険性が高まるため注意が必要です。

【その他】

八百津町には、多目的ダムとしては日本国内最大規模の丸山ダムが立地しています。さらに、現在、その丸山ダムの機能を維持しながら、ダム自体の嵩上げを行なうという最新工法によって新丸山ダムの建設が進められています。しかし、大規模ダムであり、大規模地震等によってダムが決壊した場合等には、大被害が発生する可能性があるため、防災対策を講じていく必要があります。

第4章 町・関係機関の業務大綱及び町民・事業所等の役割

第1節 町・関係機関の業務大綱

町及び関係機関の業務大綱は、以下の通りです。災害予防、災害警戒・対策及び災害復旧対策に関わる業務は、八百津町を中心として、以下に示す関係機関と連携・協力して実施します。

総
則

八百津町



消防機関	可茂消防事務組合消防本部、八百津町消防団
県の機関	可茂土木事務所、中濃振興局、加茂警察署、中濃保健所、中濃建築事務所、可茂農林事務所
指定地方行政機関	東海財務局岐阜財務事務所、東海農政局岐阜農政事務所、岐阜地方気象台、中部地方整備局（木曽川上流河川事務所、新丸山ダム工事事務所及び丸山ダム管理所）
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊、航空自衛隊（岐阜基地、小牧基地）
指定公共機関	西日本電信電話（株）岐阜支店、NTTコミュニケーションズ（株）（株）NTTドコモ東海、KDDI（株）、日本赤十字社岐阜県支部（八百津町分区）、中部電力（株）加茂営業所、関西電力（株）（丸山ダム）、日本放送協会岐阜放送局、日本郵政グループ東海支社（八百津郵便局、久田見郵便局、和知郵便局、潮南郵便局、福地簡易郵便局）
指定地方公共機関	（社）岐阜県エルピーガス協会 日本水道協会岐阜県支部、岐阜県下水道協会
公共的団体等	加茂医師会、加茂歯科医師会、岐阜県薬剤師会加茂支部、八百津町農業委員会、八百津町農事改良組合、めぐみの農業協同組合（八百津支店、和知支店、久田見支店）、八百津町森林組合、八百津町社会福祉協議会、八百津町商工会、八百津町建設残土利用協議会、可茂衛生施設利用組合、可茂建設業協会、岐阜県建築工業会、中部ケーブルネットワーク（株）

第2節 町民・自主防災組織・事業所の役割

大規模な災害が起こった場合、また、その規模が大きければ大きいほど、役場や消防、警察等の行政機関（公助）だけで、災害時の応急対応や全ての救助活動を実施するのは難しくなります。八百津町は職員数が約165名で、役場の態勢が比較的小規模であることから、その対応にも自ずと限界があります。公助の核となる行政機関・施設が被災する可能性もあり、道路網の寸断や通信手段の支障等により、外部からの救助・支援も遅れがちになる場合もあると考えられます。

こうした非常時においては、公的な救助・支援を待つのではなく、町民自らの自主的行動による救急・救助・消火や避難等の活動が不可欠です。災害時の被害を減らすためには、「自分の身は自分で守る（自助）」「自分たちの町は自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、常日頃から災害に備えるとともに、地域全体の防災力を高めておくことが重要となります。また、平素から近隣と互いにコミュニケーションを図ったり、町内会や自治会を母体として、共助の核となる自主防災組織を確立したりすることにより、いつでも助け合える体制を整備しておくことが大切です。八百津町では、定期的な防災訓練や防災知識の普及・啓蒙のほか、自主防災組織が訓練等を実施する場合に、その経費を助成する『八百津町モデル自主防災組織活動支援事業』を行う等、積極的に支援を行っています。

町内に立地する事業所は、地域を構成する一員であるという意識をもち、防災対策に積極的に取り組んだり、防災・消防組織を整備したりすることが重要となります。また、町あるいは地域内の施設、地域の自主防災組織との情報連絡体制を確立し、密接な連携のもと、防災活動が効果的かつ組織的に実施できるようにしておくことも大切です。さらに、事業継続計画（B C P : Business Continuity Plan）の策定を通じて、災害で被害を受けた場合においても、重要な事業の継続や早期復旧が可能となるような方策を検討し、企業としての社会的責任を果していくことも求められます。

町民・自主防災組織・事業所に求められる役割

	平常時	災害発生時
町民	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋、塀・石垣等の耐震補強 ●家具等の転倒防止対策 ●家庭防災会議の開催による避難場所・経路、家族間での連絡方法、集合場所の確認 ●避難時の非常持出品の用意と置き場所の確認 ●食料・飲料等の備蓄(最低3日分程度) ●防災訓練への参加や防災に関する知識の蓄積、自主防災組織への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時には、まず第一に自らの命と家族の安全を自らで確保 ●気象情報・警報等に関する情報収集と早めの自主的な避難
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ●自助・共助による地域防災力の向上を目指す防災体制の確立 ●防災訓練や災害図上訓練の実施 ●防災講習等による防災知識の普及・啓発、過去の災害に関する伝承 ●地域内の安全点検、防災用品の備蓄 ●要配慮者への配慮 ●男女共同参画の視点を取り入れた自主防災組織の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報の収集・伝達、避難誘導 ●初期消火、救助・救出、警戒・応急活動への協力 ●避難所の管理・運営
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●事業継続計画(BCP)の策定と計画的な防災対策の実践 ●建物・工場等の耐震補強や、事務機器・家具等の転倒防止対策 ●防災訓練、防災教育の実施 ●災害に備えた物資の備蓄 ●地域防災活動への協力や自主防災組織等との連携・役割分担・取り決め 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発時の従業員・利用者の安全確保や初期消火、救出 ●保有施設の安全確保及び二次被害の防止 ●警戒活動や救出、避難支援等の応急対策への協力や地域社会への貢献 ●事業継続計画(BCP)に基づく事業の早期復旧

第3節 他地域における大規模災害に対する対応

他地域で甚大な人的・物的被害を与える地震・風水害等の災害が発生した場合、八百津町は、当該災害に関する情報収集に努めるとともに、被災市町村の状況・ニーズを踏まえつつ、積極的な支援を行うこととします。支援内容としては、以下のようなものがあげられます。

- ①救援物資の送付
- ②職員の応援・派遣
- ③り災者の受け入れ
- ④その他の支援

第5章 大規模地震に対する対応

第1節 東海地震に対する対応

東海地震については、昭和53年6月に制定された『大規模地震対策特別措置法』(昭和53年6月15日法律第73号)に基づき、大規模地震の発生が予想され、地震防災応急対策を実施する緊急の必要性があると認められる場合、内閣総理大臣が警戒宣言を発令することになっています。

東海地震に関する情報と発表基準は、以下の通りです。異常の発生状況に応じて「東海地震予知情報」「東海地震注意情報」「東海地震に関する調査情報」の3種類があります。各情報は、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として、赤・黄・青の「カラーレベル」が決められています。

東海地震に関する情報と発表基準

東海地震予知情報（カラーレベル 赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表されます。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表があります。

東海地震注意情報（カラーレベル 黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。

東海地震に関する調査情報（カラーレベル 青）

東海地震に関する調査情報には、臨時の調査情報と定例の調査情報があります。臨時の調査情報は、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表されます。その変化の原因についての調査の状況について発表があります。

定例の調査情報では、毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果が発表されます。

出典：気象庁ウェブサイト

(http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tokai/tokai_info_transmit.html) より作成

八百津町は、東海地震が発生した際には、震度5弱～5強（参考：岐阜大学地震工学研究室、地震防災情報、中部6県域版震度・液状化危険度検索）の揺れが予想されています。そのため、八百津町地域防災計画においても、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合の対応について定めることとします。

第2節 東南海・南海地震への対応

八百津町は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、震度5強～6弱の揺れがあると予測されています。また、内陸型地震において、震度5弱～5強の揺れがあると予測されています（「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について」、岐阜県防災課：平成25年2月9日発表）。

こうした状況の中、八百津町は、平成14年に制定された『東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』（平成14年7月26日法律第92号）（以下「東南海・南海法」）第3条第1項の規定に基づいて、平成15年に、東南海・南海地震の防災対策を推進する必要がある地域（以下「東南海・南海地震防災対策推進地域」）に指定されています。

東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けた場合、防災業務計画において次に掲げる事項を定める必要があります（東南海・南海法は、第6条第1項）。

- ①避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
- ②東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

八百津町地域防災計画においては、上記①、②の事項（ただし、八百津町において該当するもの）についても定め、当該部分を東南海・南海地震防災対策推進計画（以下「推進計画」）と位置づけます。

また、東南海・南海法第6条第3項によると、推進計画は、国の『東南海・南海地震防災対策推進基本計画』（中央防災会議、平成16年3月）を基本とすることが規定されています。そのため、推進計画の策定に当っては、上述の①、②に加えて、次の事項に留意することとします。

- ③広域防災体制の確立
- ④計画的かつ早急な予防対策の推進
- ⑤東南海、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

第6章 放射性物質・原子力災害への対応

第1節 八百津町としての対応

八百津町及び岐阜県には原子力事業所はありませんが、近県の原子力事業所において原子力災害が発生したり、核燃料物質運搬中の事故が起こったりして、放射性物質等が漏れ出したりすると、町民の健康・生活に直接的な影響が生じるだけでなく、地域経済活動に多大な被害をもたらす可能性があることから、放射性物質や原子力災害に対応した防災体制を確立しておく必要があります。

【近県の原子力事業所での災害への対応】

八百津町は、最寄りの原子力事業所からおよそ100kmの距離にあり、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定、平成25年2月27日改定、以下「指針」という）の「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」（原子力施設から概ね30kmの範囲）には該当しません。そのため「岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】」（平成25年3月18日）においても、指針の目安距離を踏まえて設定された原子力災害対策重点地域の区域外です。

また、同計画では、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表、同年11月追補版公表）を踏まえて原子力災害対策強化地域（原子力災害対策重点地域に準じて原子力災害対策を強化する地域）も設定されていますが、八百津町は、その区域にも含まれておりません。

しかしながら、放射性物質の拡散は原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、近県の原子力事業所で災害が発生した場合に、その影響が八百津町に及ぶ可能性は否定できません。そのため、八百津町においては、県や関係機関と連携して、必要な対策を実施します。

【核燃料物質等の運搬中の事故への対応】

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として「原災法*の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされています。

八百津町においては、上記を基本としながらも、その範囲を超えて拡散する可能性も想定し、事業者や国、県、関係機関と連携して、必要な対策を実施します。

*原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日、法律第156号）

第2節 対応内容

放射性物質及び原子力災害については、災害対応の各段階において、必要に応じ、以下のような対応を追加して実施します。

【災害予防】

- ・原子力災害時を想定した情報収集・連絡体制の整備
- ・原子力災害時を想定した人材の育成・確保
- ・専門医療機関との連携、医療活動体制の強化
- ・放射線量等のモニタリング体制の確立
- ・原子力災害時のスクリーニング場所の指定

【災害警戒・対策】

- ・原子力災害対応のための体制の確立
- ・原子力災害に対応した町民等の避難誘導
- ・原子力被災者生活支援チームとの連携
- ・緊急被ばく医療措置
- ・原子力災害の特殊性を勘案した町民等への的確な情報伝達

【災害復旧・復興】

- ・除染作業への協力
- ・風評被害等の影響の軽減

第2編 災害予防

＜災害の予防に関する基本的方向＞

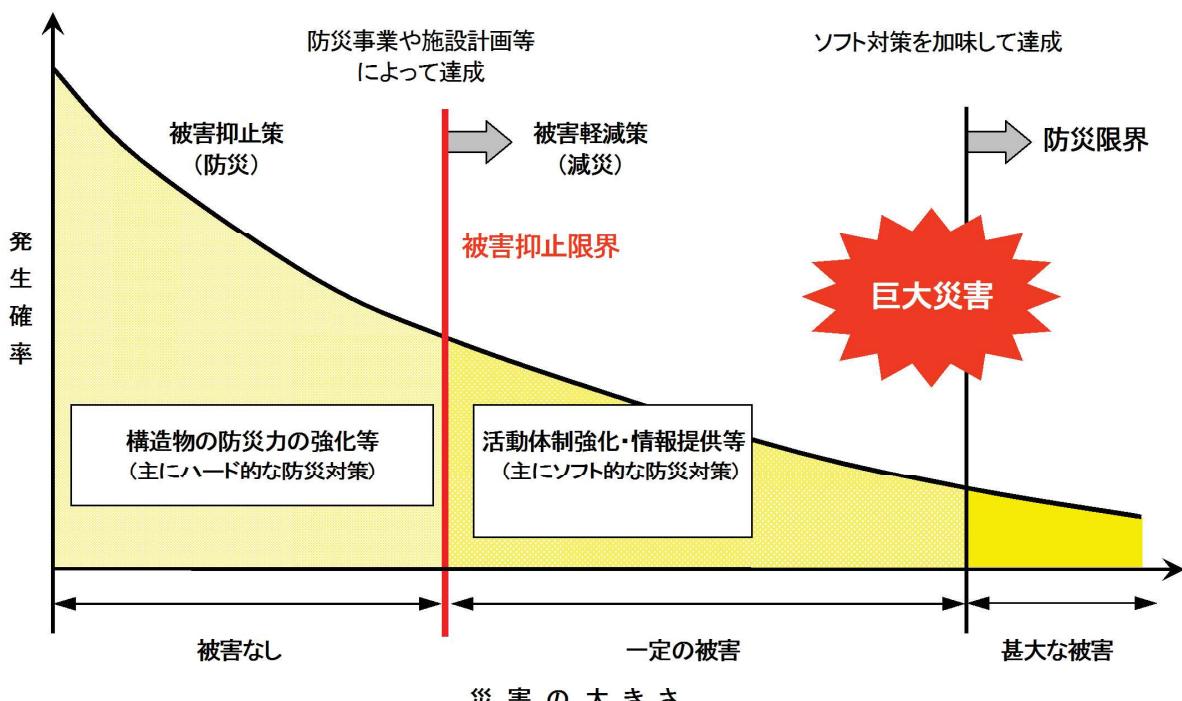
災害予防対策は、「被害を抑止するための対策」（＝防災）と「被害を軽減し、最小限に抑える対策」（＝減災）に大きく分けられます。被害抑止策には、代表的なものとして、治山・治水事業等による水害・土砂災害対策、建築物や道路・橋梁・ダム等の耐震性・耐火性の強化、日々の安全点検等が含まれます。一方の被害軽減対策としては、応急活動体制の整備・強化、防災用資機材等の購入・備蓄、防災知識の普及等があげられます。

災害がいつ発生するのか、その規模はどれくらいなのかを事前に予測するのは、事実上不可能です。こうした災害に、迅速かつ的確に、また効果的に対処していくためには、常日頃から災害予防策を積極的に講じ、防災力を高めておく必要があります。加えて、地域の防災力の最大化を図るために、八百津町役場、関係機関、町民、事業所等が一体となり、防災・減災に対する意識をともに高め、公助に自助・共助を加味した防災・減災対策を推進していくことが極めて大切になります。

八百津町では、本災害予防編に示すようなハード対策、ソフト対策両面の様々な施策を組み合わせ、総合的な災害予防対策を推進することを通じて、町民・就業者・来訪者の生命の保護に最優先で取り組みます。

災害予防

災害予防の基本的な考え方



第1章 防災・減災のための調査・計画

第1節 災害危険地域に関する調査・計画（総務課、産業課、建設課、水道環境課）

【調査の実施】

災害予防と災害時の応急対策の円滑な実施を支援するため、町単独または関係機関と共同で災害危険地域に関する調査を実施します。八百津町内において予想される土砂災害、火災、地震等の各種災害について、自然及び人工の災害条件の調査を行うとともに、各地域の特性や既往災害の経験等を参考にしながら、地域ごとに災害種類別の被害想定を作成します。

なお、地震被害の想定に当たっては、「岐阜県南海地震等被害想定調査」（平成10年3月）「岐阜県南海地震等被害対応シナリオ業務報告書」（平成16年8月）「南海トラフ等被害想定調査」（平成25年2月）等、県が実施した調査研究の成果を十分に踏まえ、防災対策の充実強化を図ります。

【計画の策定】

上記の調査結果より作成された想定被害に対処するため、八百津町は、単独または関係機関と共同で、災害危険地域単位で、災害関連情報の収集・伝達、災害に対する警戒、避難体制等の計画を立案します。計画内容は、広報やおつ、説明会の開催等、適切な方法を通じて町民に周知・徹底します。

【事前指定】

災害危険地域調査の結果、災害発生時にその災害を拡大させるおそれがあると認められる地域・設備等が見つかったときは、その占有者、所有者または管理者に対し、災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象になること、及び、災害時の措置の方法等を、口頭または文書によって、事前に通知・指導します。

第2節 防災上緊急に整備すべき施設の整備（関係各課）

防災上緊急に整備すべき施設（指定避難所、防災用施設、消防用施設等）等については計画を定め、災害の抑止、直接的被害・二次被害の軽減を図ります。地震対策については、『第二期岐阜県地震防災行動計画（平成23～27年度）＜改訂版＞』（岐阜県、平成23年10月）に示された施策を推進します。

第3節 防災に関する調査・情報収集（関係各課）

八百津町に固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、類似の地域特性を備えた他地域での災害資料の収集・整理、防災対策や災者救援対策の調査、岐阜県や関係機関との防災情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深め、災害対策に活かします。

第2章 災害抑止対策の推進

第1節 治山・治水対策等（建設課、産業課、総務課）

【総合的な土砂災害対策】

平成25年3月までに、岐阜県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、八百津町内218か所を土砂災害警戒区域に指定しました（うち209か所には土砂災害特別警戒区域を含む）。本地域防災計画においては、指定を受けた土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、警戒の発令・伝達、避難、救助をはじめ、その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。併せて、作成・配布した土砂災害ハザードマップの周知・徹底を図ります。

【砂防事業】

山崩れ、土石流による災害の激化を防ぐとともに、河床の安定を図るため、土石流災害が発生する可能性がある渓流や、人家密集地区等への影響の大きい地区を中心として、砂防えん堤及び渓流保全工等の事業の促進を図ります。

- ◇土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧表 資料編 S2-2-01-05
- ◇土砂流出防止対策が必要な砂防指定地渓流 資料編 S2-2-01-06

【地すべり対策事業】

亀裂の発生、地盤隆起、陥没等の地すべり現象が見られる地区については、地形、地質、地下水脈等の調査を行います。調査により原因を把握した上で、それぞれの地区に適した地すべり防止工事の促進を図ります。

- ◇地すべり危険箇所 資料編 S2-2-01-04

【急傾斜地崩壊防止対策事業】

急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている箇所については、国及び県の補助による改良を実施します。

【防災ダム事業】

八百津町では、関係機関と連携し、兼山ダム（昭和18年）、丸山ダム（昭和29年）、新丸山ダム（現在建設中）の整備を通じて洪水による被害の防止策に取り組んできました。今後は、これらダムの調査・点検に協力します。

【林野保全対策】

山林植樹事業等を実施して林野の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、洪水防止機能、水源涵養機能、土砂流出防止機能等の確保を図ります。

【治山事業】

県の治山計画に基づいて年次計画を策定するとともに、積極的に事業を実施して、山地に起因する災害等の被害を最小限に防止するよう努めます。また、配布した土砂災害ハザードマップの町民への周知を図ります。

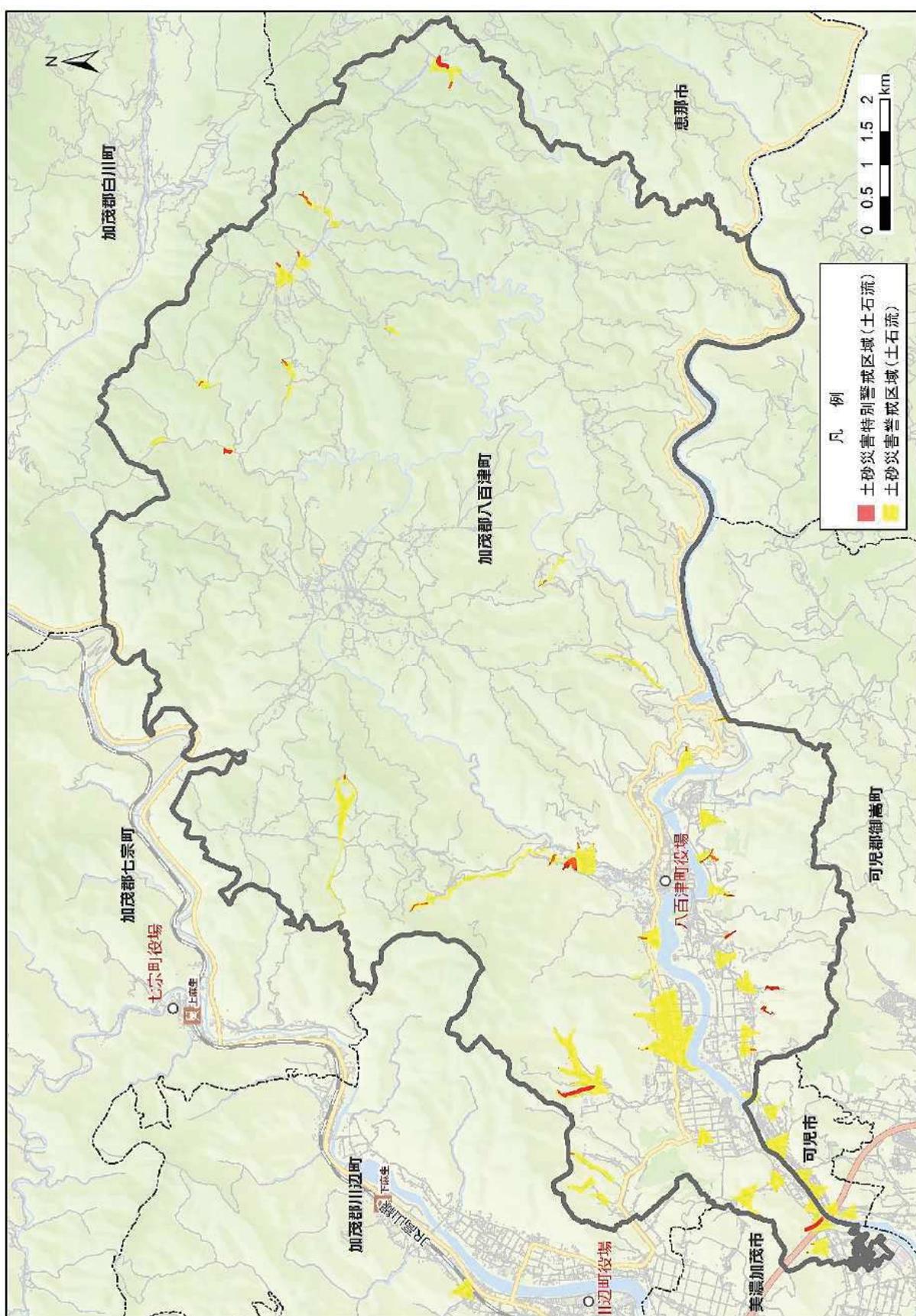
- | | |
|-----------------|----------------|
| ◇山地に起因する災害危険地区数 | 資料編 S2-2-01-01 |
| ◇山腹崩壊危険地区 | 資料編 S2-2-01-02 |
| ◇崩壊土砂流出危険地区 | 資料編 S2-2-01-03 |

【老朽ため池対策事業】

ため池については、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐の老朽化による機能低下や、堤体からの漏水により決壊の恐れのあるものもあり、低位部農用地の排水路とともに、災害予防上の必要度の高いものから順次改修・補強事業を実施します。

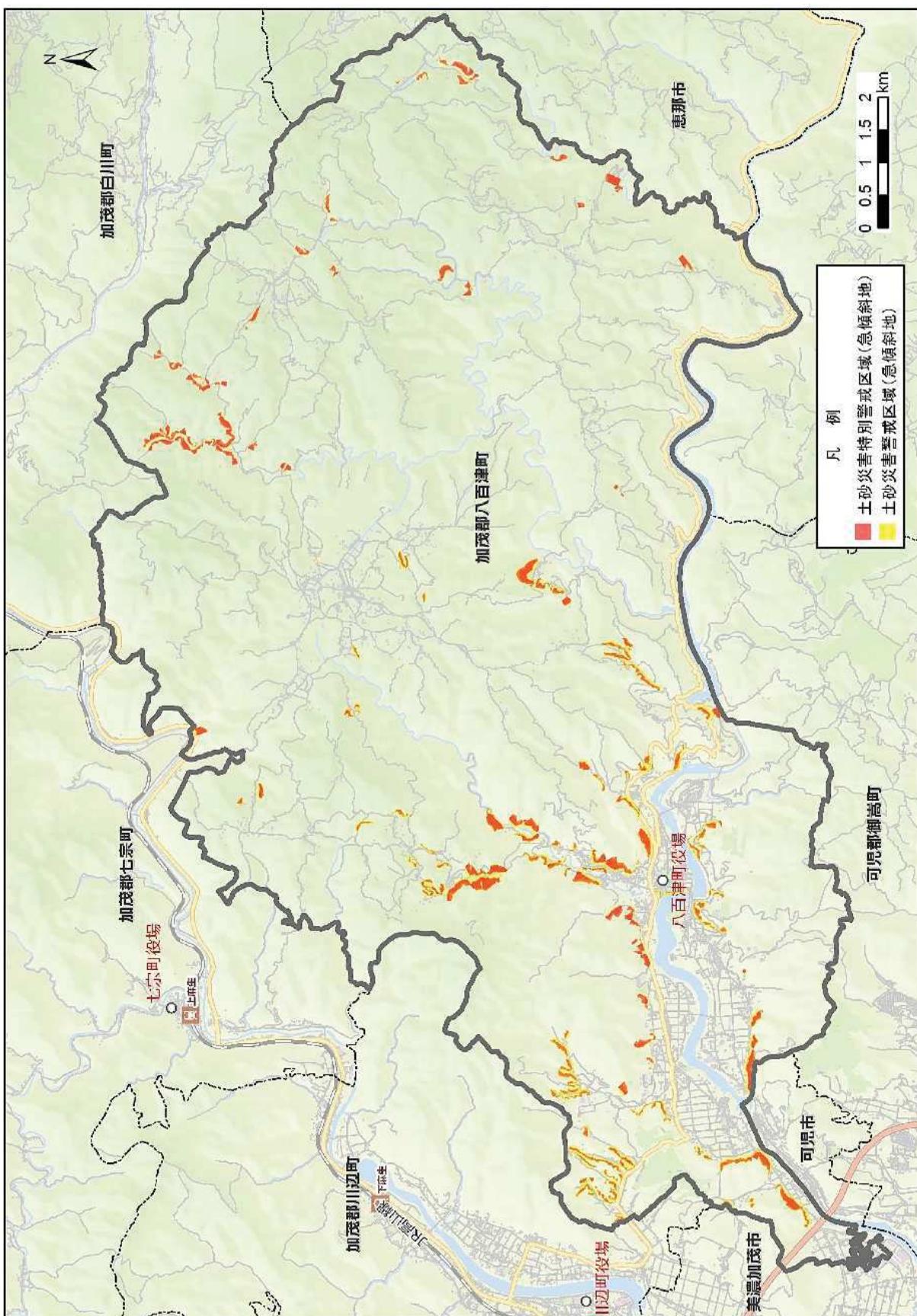
- | | |
|-------------|----------------|
| ◇老朽ため池状況一覧表 | 資料編 S2-2-01-07 |
|-------------|----------------|

土砂災害(特別)警戒区域（土石流）



出典：岐阜県域統合型GIS

土砂災害警戒区域（急傾斜地）



出典：岐阜県域統合型GIS

第2節 建築物防災対策（総務課、建設課、教育課、関係各課）

【火災に強いまちづくり】

建築物や公共施設については、建築物自体の不燃化、建築物における消防用設備等の整備・維持管理、防火管理体制の確立、安全対策の推進等を通じて、火災予防と耐火性の向上に努めます。公営住宅の建設に当たっては、可能な限り不燃構造とします。

また、主要道路等の骨格的な施設の整備、老朽木造住宅密集地の解消、水面・緑地帯の計画的な確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、消防水利施設の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、火災に強いまちづくりを進めます。

さらに、本町には、木造の住宅や建造物が多く、強風時の火災が大火の原因となる可能性があるため、改築に当たって不燃化に努めるよう、町民に対して指導を行います。

【建築物の耐震性の向上】

庁舎、学校等の公共施設は、災害時には、応急対策活動や避難・救護の拠点として非常に重要な役割を果たします。そのため、町及び公共的施設管理者は、耐震診断や耐震補強工事を推進したり、防災設備の整備に努めたりして、万全の防災対策を講じます。

一般建築物については、木造住宅の耐震化のための補助制度の普及・活用促進を図ったり、耐震化に関する相談を実施したり、所有者または管理者に対して耐震工法や耐震補強等の重要性について啓発を行ったり、建築士会等の協力を得たりして、耐震性の強化を図ります。

【窓ガラス等の落下物防止対策】

町は、地震時の窓ガラス・看板等の落下による危険を防止するため、主要道路沿いにある三階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を実施し、落下物が生じる可能性がある建築物については、その所有者または管理者に対し、改修指導を行います。また、建築物の所有者または管理者に対し、落下物防止対策の重要性について啓発を行います。

【ブロック塀等の倒壊防止対策】

町は、ブロック塀の造り方や点検・補強方法等についてのパンフレットを作成し、配布するなど、町民に対して倒壊防止のための知識の普及や点検指導を行うとともに、建築基準法に定める基準の遵守を指導します。また、危険なブロック塀については、造り替えや生垣化等を奨励します。

【地盤の液状化対策】

詳細かつ精度の高い液状化危険度マップを作成するとともに、優先的に液状化対策が必要な区域の指定を行います。また、各種の液状化対策工法の普及を図ります。

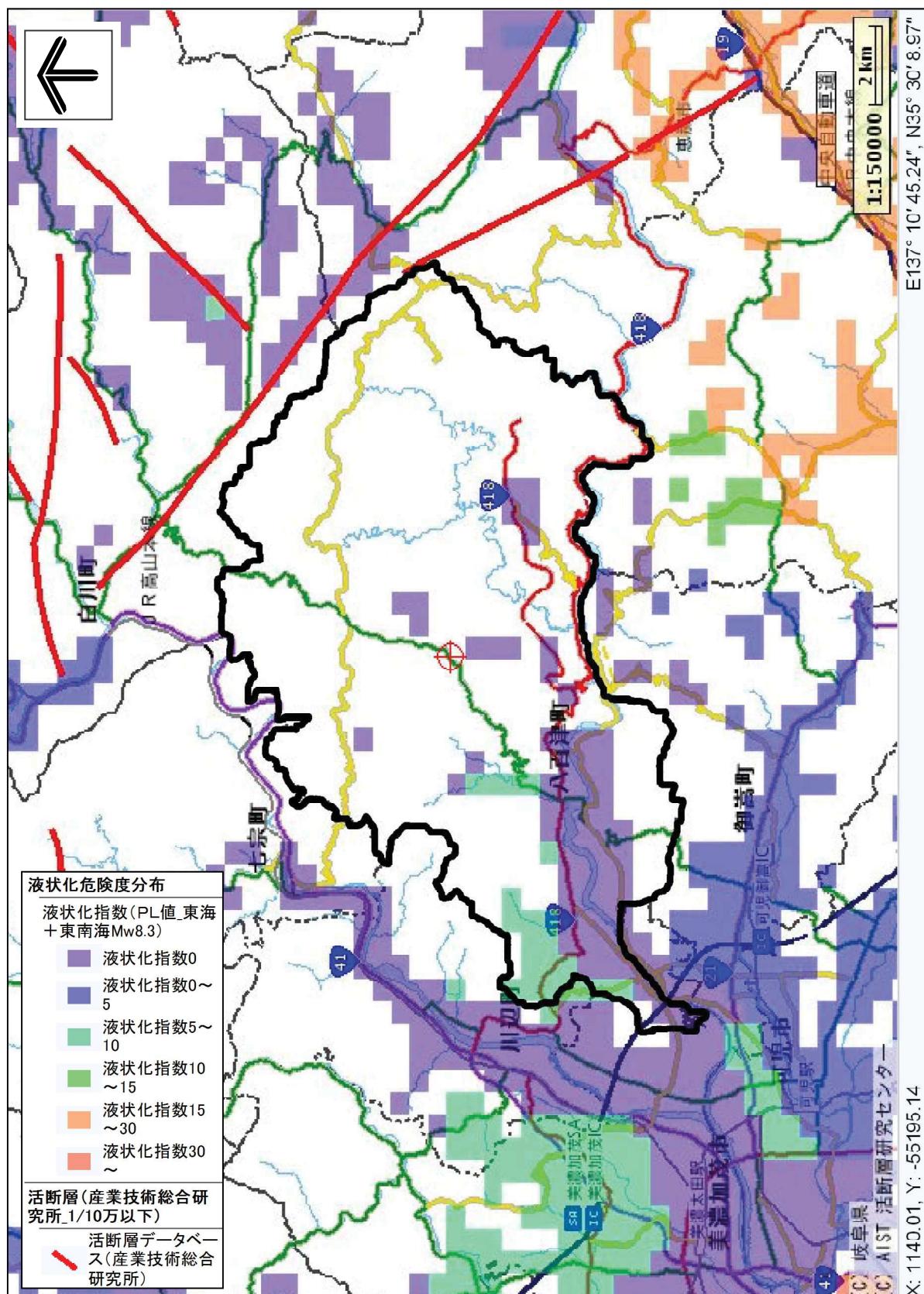
【被災建築物の応急危険度判定制度】

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に對して安全であるかどうかの判定を行う技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき、平常時から準備しておくよう努めます。

【土地造成土留め施設等の整備】

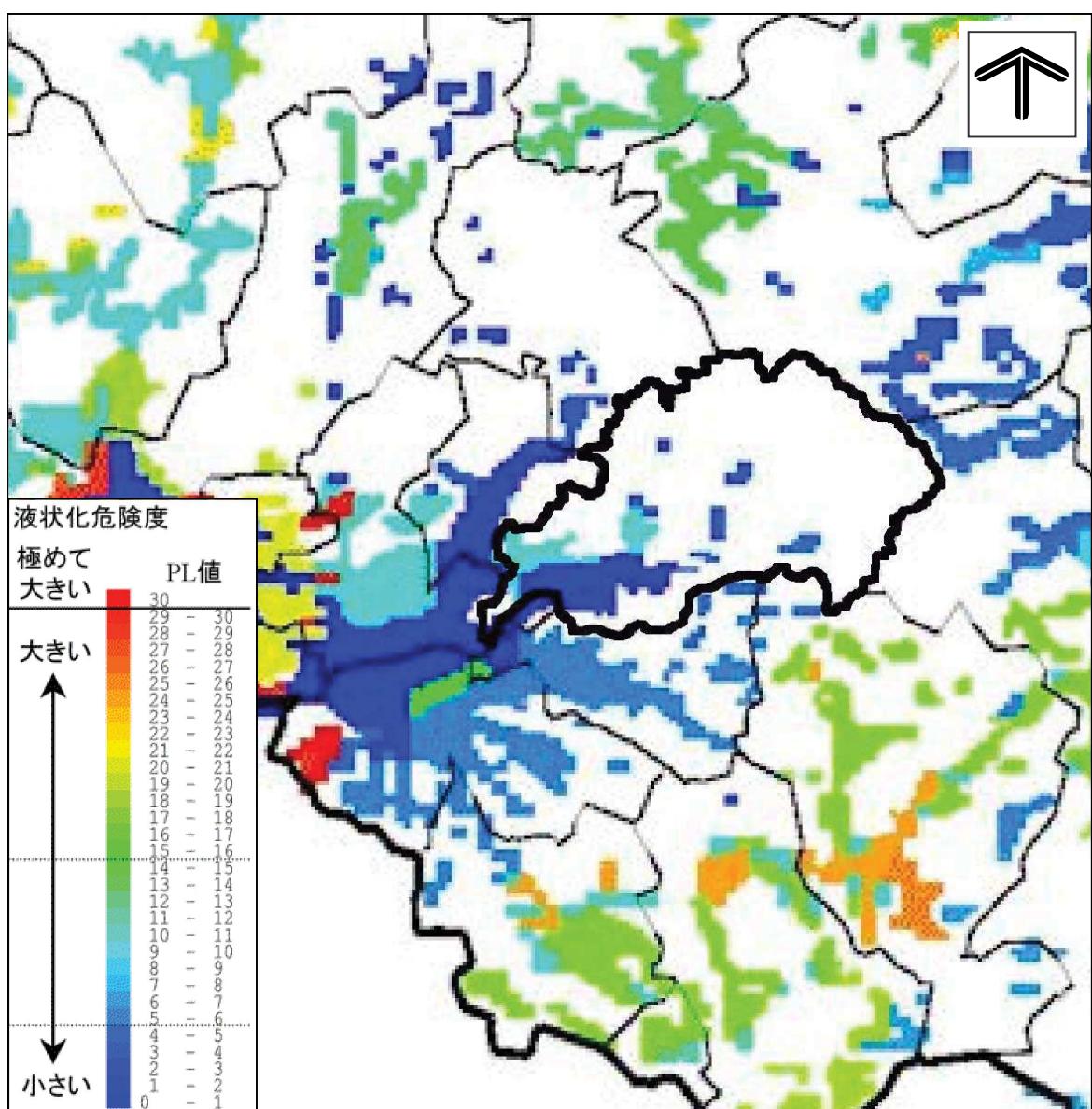
傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等の危険が予想されます。そのため、県及び関係機関と連携し、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等、安全対策の指導を行います。また、既存の土地造成地において、崩壊の危険のある土留め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導します。

東海・東南海地震液状化危険度



出典：岐阜県域統合型GIS

南海トラフ巨大地震液状化危険度



岐阜大学工学部社会基盤工学地震工学研究室HPより

第3節 交通網対策（建設課、産業課）

【道路・橋梁】

(1) 水害対策

洪水時の道路及び橋梁の保全を図るため、災害が予想される季節前に計画をたて、排水路整備・補修、掘さく、流木の防止措置、橋台の補強等の事業を実施します。また、危険道路については、補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等の標示を行います。

(2) 雪害対策

道路等における雪害を防止するため、舗装の早期改良等の凍雪害防止事業や除雪資材の整備を進めます。

(3) 地震対策

道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の耐震性の向上を図るとともに、落石危険箇所等の防災対策を推進します。

【緊急離着陸場】

八百津町において、アクセス道路が少ない地区については、道路の寸断によって孤立集落となる可能性があります。そのため、道路の損傷等によって陸上輸送が不可能となった場合に備えて、ヘリコプターの離着陸が可能な空地を選定・確保して緊急離着陸場を設け、空輸機能の確保を図ります。また、ヘリコプターの離着陸場の選定基準を満たす土地がある場合には、平常時から土地所有者と協議し、緊急時に利用できるよう努めます。さらに、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲の障害物を除去する等、緊急離着陸場の維持・管理に努めます。

◇ヘリコプター発着場選定基準

資料編 S2-2-03-01

◇ヘリコプター離着陸場の標示

資料編 S2-2-03-02

◇発着可能ヘリポート

資料編 S2-2-03-03

【公共交通施設】

公共交通施設（バス）の事業者と協力し、災害が発生した場合の機能支障を最小限にとどめるため、施設の不燃化・耐震化等による防災性能の強化や設備の防災性能の向上を図ります。

第4節 ライフライン対策（水道環境課、総務課）

【上水道施設】

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めます。また、飲料水の利用状況や施設の状況を把握する一方で、災害時や渇水時等の緊急時に対応した給水拠点の設定や飲料水給水計画の策定を進めます。水源の多元化、浄水場施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源の確保に常に尽力するとともに、給水資機材の確保・備蓄を図り、町民の日常生活に混乱が生じないよう、その対策に努めます。

【下水道施設】

下水道施設の設計、施工、維持管理に当たっては、立地条件に応じた地震対策に努めます。

【電気施設】

電力会社との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努めます。

【輸送施設】

バス事業者やトラック協会等と輸送協定等を締結し、災害時の輸送手段の確保や輸送体制の整備を図り、迅速かつ確実な人員・物資輸送を確保します。輸送協定等を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害発生後、当該車両に対する緊急通行車両標章が、円滑に交付されます。町は、輸送協定等を締結した事業者等に対して、その周知と普及を図ります。

【通信施設】

災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害時優先電話の増設、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、携帯衛星電話の利用等の方法により、通信機能の確保を図ります。

【放送施設】

災害時の相互の通信や住民への情報伝達には、町の防災行政無線を活用するとともに、災害時に確実に機能するように職員等において使用方法の習熟を図ります。

また、災害時の町民等への情報伝達には、テレビ、ラジオ等の民間放送も活用できる体制を確立します。民間放送への災害情報の伝達の依頼は、県を通じて行います。

【代替機能の確保】

町は、災害によってライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、井戸・耐震性貯水槽、自家発電装置、プロパンガス、仮設トイレ、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、新エネルギーシステム等の代替機能の確保に努めます。

第5節 文教関係施設対策（教育課）

【教育機関等】

(1) 計画・マニュアルの整備

町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定されるよう促進します。また、学校等と保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促します。

(2) 防火・地震対策

学校等の教育機関については、施設を火災、台風、地震等の災害から防護し、児童・生徒・職員の安全や教育の確保を図るため、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等での不燃化・耐震化に努めます。

(3) 雪害対策

山間地域に立地する学校校舎等の保全を図るため、危険校舎の改築を進めます。また、冬期の通学と運動場の確保のため、屋内運動場等の建設整備を図ります。

(4) 危険物対策

化学薬品等の危険物の取扱・保管を行う教育機関等では、関係法令に従って厳重に対処します。また、特に災害発生時の安全確保のため、適切な予防措置を講じます。

(5) その他の予防対策

平常時より施設(避難施設等)の点検・調査を実施し、施設の危険箇所や不備等の早期発見に努めるとともに、これらの施設の補修・補強に努めます。また、施設の補強・補修等(台風時における準備作業等を含む)が迅速・的確に実施できるよう、職員の役割分担や作業員の配置等の体制整備を進めるほか、災害時の施設等の補修・補強に必要な資機材等の確保に努めます。

(6) 災害関連情報の把握

教育委員会及び各教育機関の管理者は、気象予報（注意報、警報）や東海地震の予知に係る情報等、災害に関わる各種情報の把握に努めます。なお、災害の発生が予想される場合の学校の休校等については、教育委員会が決定します。

【文化財】

文化財の所有者及び管理者は、不燃化構造の保存庫、収蔵庫、消火栓・消火器等の設置によって、文化財等を火災等の災害から防護するとともに、その保存に努めます。また、文化財等の周辺における火気使用制限、施設内の巡回等により、災害の予防に努めます。

第6節 農業対策（産業課）

【農地防災】

風水害等によって土砂崩壊の危険がある箇所については、県の協力のもと土砂崩壊防止工事を実施し、農用地や農業用施設の災害を防止します。また、耕土の流失被害が生じるおそれのある急傾斜地では農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施します。

また、町は、たん水による農地被害を防除するため、河川(支派川)の改修、農用排水路の整備、土地改良等の事業の推進に努めます。

第7節 ダム災害予防対策（総務課、建設課）

【ダム災害の予防】

町は、平常時からダム施設管理者との連携を強化し、協力体制の確立を図ります。特に、ダム放流警報の町民への伝達は、防災無線・ちゃっとメールの活用により広報を徹底します。

第3章 災害対応能力の強化

第1節 災害時の活動能力の強化（総務課、関係各課）

【応急活動体制の整備・強化】

町は、災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即座に対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図ります。また、大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定するとともに、職員の参集手段や情報伝達手段、職員の宿舎等について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組みます。さらに、平素より、専門的知見を備えた防災職員の確保・育成に努めます。

また、町は、民間事業者に委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、民間事業者のノウハウ・能力・施設等が活用できるよう、関連する民間事業者とあらかじめ協定を結びます。

農業協同組合、森林組合、商工会、西日本電信電話株式会社、公共交通機関、中部電力株式会社、金融機関、危険物取扱機関及び防災上重要な施設の管理者は、独自の防災体制を整備し、それぞれの応急措置の実施に万全を期すものとします。

【相互協力体制の整備・強化】

災害の規模が大きい場合や原子力災害の場合には、町の防災機関だけでは対応できない事態も想定されることから、国・県の協力のもと、県内外の市町村との相互応援協定等、広域の応援体制を多重的に整備します。

【緊急輸送網の整備】

大規模災害時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じることが考えられます。町は、緊急輸送道路やヘリコプター緊急離着陸場の指定等を通じて、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築します。また、一時集積配分拠点の指定等によって円滑な要員・物資等の緊急輸送を確保し、迅速な災害応急対策の実施に取り組みます。

【防災資機材等の確保】

情報通信機器や災害救助・調査用資材等、防災活動や救助活動に不可欠な資機材の充実・備蓄を通じて、行政ならびに町内の警察・消防等の災害応急対応能力の向上を図ります。また、建設業協会、土木建設業者等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定締結を推進することによって、大規模災害等に備えます。さらに、町は、防災資機材倉庫等を自主防災組織（自治会）ごとに設置して防災資機材の備蓄を進めることにより、自主防災活動の充実と地域防災力の強化に努めます。

【災害ボランティア活動に関する環境整備】

災害時には、ボランティア活動が重要かつ不可欠です。そのため、町は、日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区や八百津町社会福祉協議会、その他ボランティア団体との連携を図ることにより、平常時の登録・研修の実施、災害時の活動調整体制や活動拠点の確保に努めます。

また、町は、ボランティア活動に関わる安全確保策や災者ニーズに関する情報提供方策等の検討を行って、ボランティア活動のための環境整備を進め、ボランティア活動の円滑化を図ります。

加えて「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、町のボランティア支援業務マニュアルの整備を図ります。

◇災害救援ボランティア登録

資料編 S2-3-01-01

第2節 行政機関の業務継続体制の強化（総務課、関係各課）

【業務継続計画の策定】

災害発生後の応急対策等の的確な実施、人員・資機材の効率的な配備、行政業務の継続・早期復旧を図るため、業務継続計画を策定します。計画では、災害規模ごとの必要業務や応急業務の特定、業務継続に必要な人員・資源の確保・配分方法を決定するとともに、計画に定める業務の継続が可能となる体制づくりを進めます。業務継続計画については、定期的に教育・訓練・点検・評価等を実施し、経験の蓄積や地域の実情の変化等も踏まえて、改訂や体制の見直しを行います。

【業務継続のための基盤整備】

災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するよう、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努めます。

【データのバックアップ】

災害後においても確実に業務を継続できるよう、個人情報を含む、住民基本台帳、戸籍、地籍、建築物等の重要データについては、消失を防ぐためのバックアップシステムの構築（分散保存）を行います。

第3節 情報・通信、広報体制の強化（総務課）

【情報・通信体制の整備】

災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるような通信手段の整備を図ります。また、災害情報の収集を行うとともに、把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認・共有化ができるような体制づくりを進めます。

また、超広域・大規模災害や複合災害の発生時を想定し、通信手段の多重化や情報伝達・収集手段の多様化等を通じて、情報・通信手段の信頼性の向上を図ります。

◇岐阜県防災行政無線システム系統図

資料編 S2-3-03-01

◇八百津町防災行政無線システム系統図

資料編 S2-3-03-02

◇防災相互信用無線システム系統図

資料編 S2-3-03-03

【災害広報体制の整備】

災害広報体制や広報車等の広報設備の整備・充実を図ることにより、災害応急対策実施時に正確な情報を迅速に提供するとともに、り災者、り災者家族、町民等の混乱を防止します。

【八百津町防災行政無線施設の活用】

平成4年度、5年度に整備した八百津町防災行政無線については、平常時の運用はもとより、災害時に即応できる体制を確立するとともに、その維持・管理に努めます。また、職員に対しては、通信施設の使用方法について習熟を図り、通信機能の有効活用を図ります。

災害の発生により防災行政無線の使用が不可能になった場合は、移動体通信（携帯電話等）によって情報の収集・伝達を行うとともに、防災行政無線の迅速な復旧を目指します。

◇無線局の種別、呼出名称、設置場所等

資料編 S2-3-03-04

◇町無線施設

資料編 S2-3-03-05

【緊急時の岐阜県防災行政無線の活用】

岐阜県においては、平成7年4月より、岐阜県防災行政無線により地上系及び衛星系通信回線の2ルートで、国、県、市町村、消防機関との間の通信が確保されており、県から町への気象情報等の一斉通報をはじめ、相互のファクシミリ・データ通信、地域衛星通信ネットワークからの映像受信等の機能が整備されています。災害時の有線電話途絶時等において緊急を要する場合は、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に則り、岐阜県防災行政無線を活用し通信を行います。

【災害時の協力体制の強化】

災害の発生によって防災行政無線が一部使用不能になったり、災害発生直後の初期段階には災害状況等の把握が十分にできなかつたりする可能性が考えられます。そのため、通信確保の手段として、アマチュア無線やタクシー無線を利用できるように協力体制を整えます。

また、防災行政無線の応急復旧に備え、維持管理業者との協力体制を整えます。

【情報システムの高度化】

画像監視カメラ等デジタル通信による画像情報収集・連絡システムの整備に努めます。

第4節 消防体制の強化（八百津町消防団、可茂消防事務組合消防本部、総務課）

【消防体制の整備】

美濃加茂市、可児市、加茂郡（6町1村）、可児郡御嵩町では、可茂消防事務組合を設置し、広域共同処理方式による消防力の充実と消防活動の効率化を図っています。このような状況を踏まえると、八百津町において、消防力の一層の充実・効率化を図るためにには、八百津町消防団の教育訓練体制の充実や青年や女性も含めた団員確保に努めるとともに、可茂消防事務組合消防本部との有機的連携をさらに強化することが基本となります。

町は、可茂消防事務組合消防本部への協力、八百津町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図ります。

◇消防組織

資料編 S2-3-04-01

【消防施設】

町は、可茂消防事務組合消防本部との連絡を密にし、八百津町消防団の施設、機械・器具・資材、消防通信網の充実・強化を順次実施し、消防力の向上を図ります。消防水利については、国が示す消防水利の基準に基づき計画的に整備を進め、消火栓と耐震性防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努めます。また、地震による建物の倒壊、路面の地割れ等の状況下でも適切に機能する消防資機材等の整備も併せて進めます。併せて、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた救助隊の整備を推進します。施設・資機材等については、その点検・保全に努め、災害に備えます。

【林野火災に強い地域づくり】

町は、地域の特性に配慮して林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進します。また、必要な地域には、防火林道や防火森林の整備等を実施します。さらに、林野の所有者（管理者）、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動の推進に努めるものとします。併せて、町及び林野の所有者（管理者）は、林野火災を含めた災害対策用資機材等の整備・充実を図ります。

第5節 医療・助産体制の強化（健康福祉課、総務課）

【医療・助産救護体制の確立】

町は、防災関係機関や医療機関と調整して医療・助産体制の整備・拡充を図ることにより、町民の安全確保と被害の軽減を図ります。また、自主防災組織の活用についても検討を行います。

【地震災害等医療（助産）救護計画の策定】

大規模地震等の場合は、多数の傷病者が発生したり、医療機関が機能停止・混乱したりすることも予測されます。そのため、町は、医療機関の協力のもと、地震災害等医療（助産）救護計画やマニュアルを策定し、大規模災害時の医療（助産）救護体制の確立に万全を期します。地震災害等医療（助産）救護計画では、医療救護施設（救護所、救護病院）の設置、その他の医療機関への対応、搬送体制、医療ボランティア受入体制の整備等について定めます。

【災害医療情報システムの整備】

町は、県、消防機関、医師会、医療機関等との連絡により、災害時の医療機関の空きベッド、医療従事者、道路等の状況を迅速かつ的確に把握できる仕組みづくりに努めます。

【医薬品等供給体制の確立】

町は、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の供給体制の確立に取り組みます。

【災害に対応した医療の普及・啓発】

町及び医療機関は、互いに連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修に努めます。また、町は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関して、町民への普及・啓発に努めます。

【燃料等の供給体制の整備】

医療機関や医療救護班、緊急通行車両に燃料を優先的に供給する体制の整備に取り組みます。

第6節 避難計画（総務課、関係各課）

【避難計画の策定】

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導を実施するため、避難計画を策定します。策定した避難計画は、町民や避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底します。また、気象警報や避難勧告等、避難に関わる町民への伝達内容についても、あらかじめ検討しておきます。

【指定緊急避難場所の指定】

町は、地震、洪水、崖崩れ等から人命を守るために、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を勘案し、異常な現象の種類ごとに、災害の危険が切迫した場合における安全な避難場所を指定緊急避難場所として指定します。また、市街地大火から人命の安全を図るために、広域避難場所をあらかじめ指定・確保します。さらに、広域避難場所への避難が組織的かつ円滑に実施できるよう、自主防災組織、自治会ごとに一時的な集合・待機場所として一時避難場所をあらかじめ確保・指定します。これらの避難場所については、町民への周知を図ります。

◇避難場所・避難所一覧

資料編 S3-4-03-05

【指定避難所の指定】

町は、風水害等の災害を想定するとともに、それぞれの災害の特殊性を考慮して、被災者が一定期間滞在できる安全な公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定します。指定した場合には、広報やおつ等を通じて、町民等に周知・徹底を図ります。

また、避難所の運営体制を確立するため、予定される避難所ごとに避難者（自主防災組織等）、町、施設管理者が事前に協議し、避難所マニュアルを策定します。避難所に指定した施設においては、非常用電源や燃料、衛星携帯電話等の通信機器、災害用トイレ等の整備を図るほか、男女等のニーズの違いにも配慮した整備・備蓄を進めます。必要な場合は、指定施設の周辺に備蓄施設を確保し、地域完結型の備蓄に取り組みます。

【福祉避難所の指定】

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を避難させ、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定します。

【避難道路の指定】

町は、市街地の状況を踏まえ、町民の理解と協力を得て、避難道路を指定するとともに、町民に周知します。

【原子力災害時のスクリーニング場所の指定】

町は、原子力災害時を想定し、スクリーニング場所（町民、車両、携行品等の放射線量測定場所）を指定するとともに、町民に周知します。

【行政区域を超えた広域避難の調整】

町は、国・県の協力を得て、町外の市町村に避難するり災者が、必要な情報や支援・サービスを確実かつ容易に受け取ることができる体制の整備に努めます。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、避難・受入方法を含めた具体的な手順等を定めるとともに、り災者の避難先市町村とり災者に関する情報共有する仕組みの構築に取り組みます。

第7節 生活支援対策(総務課、産業課)**【食料、飲料水、生活必需品の確保】**

町は、食料や飲料水、生活必需品について公共備蓄等を行うとともに、自助・共助の考え方のもと、家庭・地域・事業所等での自主的備蓄を推進し、原則として地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。加えて、他市町村との相互応援協定、防災関係機関や流通在庫等の保有業者との協力体制の整備によって、食料等の円滑な確保を図ります。

【住宅供給・補修体制の整備】

大規模災害を想定し、安全性にも配慮した応急仮設住宅の建設可能用地の把握、公営住宅の空き屋等の把握、民間賃貸住宅の借上げ体制の整備、住宅の補修体制の強化等に取り組みます。

【燃料供給体制の整備】

石油等の燃料類の供給体制を強化し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給する一方、避難所や各家庭、事業所等にも配給できるように努めます。

第8節 環境衛生対策(健康福祉課、水道環境課)**【防疫予防対策】**

大規模災害時は、生活環境の悪化やり災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生・蔓延する危険性が高まります。そのため、町は、適確かつ迅速な防疫活動体制の整備を進めるとともに、「岐阜県地震防災行動計画」に基づいて、災害時の防疫・保健衛生業務マニュアルの作成を行います。併せて、保健所と連携し、防疫用薬剤・資機材の備蓄を進めるとともに、調達計画を立案します。

【ごみ・がれき処理体制】

町は、関係機関と連携し、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について事前に検討しておきます。

【し尿処理体制】

災害時のし尿処理については、県や関係機関と協力し、事前に検討を進めます。また、町において仮設トイレの備蓄を行ないます。

第9節 自主防災組織の強化（総務課、八百津町消防団）

【自主防災組織の整備】

自治会、班、防災危険地帯等、互いに連帯感が生じる程度の日常生活の基盤を共有している地域を単位として、各地域の実情に応じた自主防災組織の育成・指導に努め、町、警察、消防団等の公的機関と町民とが一体となった防災活動を展開することによって、地域防災力の強化を図り、災害時の被害の最小化を目指します。また、町は、多様な世代が自主防災組織に参加できるよう、その環境整備に取り組みます。

【活動拠点（コミュニティ防災拠点）の整備】

町は、各自治会に1か所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設（各自治会公民分館）を定め、その整備に努めます。

【リーダーの養成】

効果的な防災活動には組織的な行動が必要ですが、その際、特にリーダーの役割が非常に重要となります。そのため、消防職員OB等の専門知識を活かして地域密着型の指導を行う一方、実践的な防災訓練や図上訓練、研修会等によってリーダーの育成を図ります。

【男女参画に配慮した防災組織】

地域における生活者の多様な視点を反映して地域防災力の向上を図るため、防災現場等への女性の参画拡大を図ります。特に、地域の防災体制の確立や自主防災組織の設置・育成に当っては、女性防火クラブとの連携強化等、男女共同参画の視点に配慮します。

第10節 事業所等における災害予防・対応体制の確立（産業課）

【企業における事業継続計画の策定】

企業・事業所等においては、災害発生後の事業の継続・早期再建が、町民の生活再建や町の復興の面からも大きなポイントとなります。そのため、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先等のサプライチェーンの確保、平常時に実施する活動や緊急時の事業継続方針・手段等を取り決め、中核となる事業の継続性を高めることが極めて重要となります。

町や商工団体等は、企業の防災意識の向上を図る一方で、災害時にも企業がその社会的責任を果たしうるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を支援する環境整備に努めます。

【事業所等の自衛防災組織の整備・強化】

町内の施設・事業所等においては、とりわけ災害が発生した場合に被害が拡大する可能性のある施設（多数の者が利用する施設・事業所、危険物等取扱事業所等）については、法令によって義務づけられている事項だけでなく、様々な災害に対応できる防災対策を講じるとともに、自衛防災組織の整備や実践訓練に努め、災害の防止と被害の軽減を図ります。

【観光施設】

観光施設等の経営者または管理者（以下「管理者」という。）は、各施設の防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助体制等組織の整備を進めます。また、災害に備え、利用者の把握及びその情報の保全に可能な限り努めます。

管理者は、気象状況等の把握に努め、利用者への周知徹底を図ります。さらに、緊急時ににおける避難誘導方法等を定め、危険が予測される場合には利用者を早期に避難させます。併せて、必要な際に相互に情報伝達ができるよう、町との連絡体制を整備しておきます。

第11節 要配慮者対策（総務課、健康福祉課、八百津町消防団、可茂消防事務組合消防本部、八百津町社会福祉協議会）

【基本方針】

近年の災害を振り返ってみると、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、妊婦、乳幼児等、災害対応能力の低い者）が災害の犠牲となるケースが多くなっています。また、町人口の急速な高齢化に伴って、今後、高齢の要配慮者数が増加することも予想されます。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援について、体制の整備を図ります。

そのため、町は、避難行動要支援者名簿の作成や名簿の共有などの平常時からの備えと、災害発生時の情報提供、避難支援、安否確認などに加え、避難後における生活支援について「八百津町要配慮者避難支援プラン」に基づき、支援体制を確立します。また、町及び社会福祉施設の管理者等は、要配慮者の安全確保に向けて一層の対策を推進するとともに、町のまちづくりや福祉計画とも関連づけながら総合的に取り組みます。

【避難行動要支援者名簿等の作成】

町は避難行動要支援者名簿を作成します。その名簿は、原則、避難行動要支援者本人同意のもと、警察機関、消防機関、自主防災組織、民生児童委員等の避難支援等関係者に必要な限度において提供し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難支援等を実施する際の資料とします。

◇避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

資料編 S2-3-11-01

【要配慮者に配慮した施設・設備の整備】

町は、要配慮者に十分配慮した緊急通報システムや防災マップシステム、情報提供設備の導入・普及を図ります。また、避難場所、避難所、避難路等の整備に当たっても要配慮者に配慮するとともに、災害時には社会福祉施設において一定程度の要介護者等を受入可能となるように施設整備を進めます。

【要配慮者に対応した防災知識の普及・啓発等】

防災知識の普及・啓発や防災訓練に当たっては、地域・社会福祉施設等において要配慮者を災害から守るための適切な防災訓練や防災教育が行われるよう指導するとともに、要配慮者自らが可能な限り災害対応能力を高められるようにします。

【地域ぐるみの体制づくり】

平常時から自主防災組織や民生児童委員、地域安全指導員、周囲に在住する町民、介護・福祉サービスに関わる事業者等と連携し、見守りネットワーク活動や要配慮者支援マップの整備を通じて、要配慮者の実態把握に努める一方、災害時には安否確認ができる体制を整えます。併せて、災害に対応した迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進め、災害発生時には地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図ります。

【人材の確保とボランティアの活用】

平常時よりヘルパー、手話通訳者等との広域的なネットワーク構築に努め、要配慮者の支援者や避難所での介護者等の確保を図ります。また、災害時にボランティアが活用できるよう、受入体制等の整備を進めます。

【社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立】

町は県と協力して、社会福祉施設等との災害時の情報収集・伝達体制の確立に努めます。

第12節 孤立集落対策（建設課）

【孤立集落】

地震や土砂災害等により孤立集落となる可能性がある地域については、危険箇所等における対策工事の重点的な実施、非常用通信の整備、ヘリポートの確保等による対策を行います。

第13節 原子力災害対策（総務課、健康福祉課、八百津町消防団、可茂消防事務組合消防本部）

【情報収集・連絡体制の整備】

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施するとともに、原子力災害に対して万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備・充実に努めます。また、県等が実施する情報収集活動には積極的に協力し、情報の共有を図ります。

【人材の育成・確保】

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、県内、近県に在住する専門家による助言・支援体制を構築する等、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に取り組みます。また、核燃料物質等の運搬中の事故が発生し、事態把握のために必要な場合は、国に対して専門職員の派遣を要請します。

【専門医療機関との連携、医療活動体制の強化】

町は、町内医療機関との連携、被ばく治療可能施設の事前調査の実施、放射線専門医師・技師の派遣等必要な放射線対策手順の整備、ヨウ素剤の備蓄方法等の検討を通じて、緊急被ばく医療活動体制の強化に取り組みます。

【モニタリング体制の確立】

町は、県と連携し、緊急時モニタリング体制（環境中の放射線量の測定、水道等への影響、影響範囲の把握等）の整備に努めます。また、平常時より環境放射線量等の計測データを収集し、緊急時対策の基礎データとします。町においても、放射線測定器の導入・保守を図ります。

第4章 災害予防のための監視・指導の強化

第1節 監視体制の強化（産業課）

【林野火災予防】

近年、林野への無断入山者のタバコの投げ捨てによる山火事の危険性が高くなっています。そのため、八百津町森林組合及び産業課林業振興係は、県の林業普及指導員等の指導のもと、常に町内の巡回、監視の徹底を図ることによって、林野火災を防止するとともに、火災の早期発見・早期通報に努めます。

災害予防

第2節 監視施設・機器等の整備（総務課、建設課）

【気象観測施設の設置】

災害に関わる気象状況を速やかに把握するために、河川情報センター、岐阜県防災情報通信システム、岐阜県土砂災害警戒情報ポータルの情報や、可茂消防事務組合消防本部の気象情報を活用します。

また、平成9年度より年次計画に基づいて同報系テレメータ（雨量計）設備を設置し、気象観測施設の充実を図るとともに、その有効利用に努めています。

【緊急地震速報】

緊急地震速報を迅速に伝達するため、伝達体制及び通信施設・設備の充実を図ります。

【河川管理施設等の整備・拡充】

災害等により決壊の事態が生じると町民の生命・財産等に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備・拡充を図ります。

第3節 査察・指導の強化（関係各課）

【防火査察】

消防法に基づいて防火管理者を定める必要がある防火対象物、消防用設備の設置を義務づけられている防火対象物、危険物の製造所・貯造所・取扱所等については、可茂消防事務組合消防本部によって予防査察が行われています。

【林野火災予防】

町は、林野の所有者（管理者）に対し、防火線・防火樹帯の設置、造林地への防火樹の導入、自然水利の活用等による防火用水の確保、林野火災を考慮した林道構築、事業地への防火処理、火入れ時の消防機関との密接な連絡、火災多発危険期の積極的な広報等に重点を置いて指導を行ないます。

また、火災警報が発令された場合、町及び林野の所有者（管理者）は、「八百津町火入れに関する条例」（昭和59年条例4号）に基づき火の使用制限を行うこととし、その徹底に努めます。多発危険期等においては、巡視・監視等を強化したり、火入れを行う者に対して適切に対応したりします。

【危険物等取扱施設】

町は、県やその他の関係機関と協力して、危険物等の保安体制の確立に向けて、施設・事業所等に対する指導を行い、災害の未然防止に努めます。また、可茂消防事務組合消防本部は、火災予防上の観点から危険物等取扱施設の実態を把握するとともに、消防設備等の保守管理、危険物保安監督者等による自主保安体制の確立等の観点から適切な指導を行います。

|| 第5章 防災意識の向上

第1節 防災知識の普及（総務課、教育課、関係各課）

【基本方針】

町は、県及び関係機関の協力のもと、町民や町内の事業者等を対象として、講演会、ポスター・チラシ、広報紙、インターネット等、様々な手段を活用しながら、あらゆる機会をとらえて災害予防及び応急対策についての知識や技術の普及を進めます。また、防災に関わる各種情報やデータは、分かりやすく整理して発信し、防災対策に関わる地域の合意形成を促進します。さらに、職員教育や学校教育においても防災知識の普及を図り、自助・共助や男女参画も加味した地域防災力の向上を推進します。

なお、防災知識の普及に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、妊婦、乳幼児等、災害対応能力の低い者）に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。さらに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するようにします。

【総合防災】

八百津町地域防災計画を作成・修正したときは、計画書を必要部数印刷し、各消防機関、町内の公共的機関、防災上必要な施設の管理者、各近隣市町等に配布し、その徹底を図ります。

本町における総合的な広報は、総務課が担当し、他の課室及び関係機関から資料の提出を受けて行います。防災知識の普及に当たっては、特に災害関係職員及び町民に対して周知徹底を図る必要のある事項に重点をおきます。

なお、普及すべき事項としては、八百津町地域防災計画の概要、災害予防の概要、災害時心得、防災訓練への積極的参加があげられます。

【災害伝承】

町は、地域住民や児童・生徒等に防災知識を普及するに当たり、地域で発生した過去の災害からの教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、調査結果、映像等、関連する資料を広く収集・整理し、適切に保存します。また、収集した資料は公開し、広く一般に閲覧できるよう努め、住民による災害教訓伝承のための取り組みを支援します。

【土砂災害・水害対策】

建設課及び関係各機関は、土砂災害・水害対策等の対策に従事する職員や町民に対して、土砂災害や水害対策に関する知識、技術の教育と防災思想の普及徹底に当たります。

【火災予防】

火災防止及び火災による被害軽減を図るため、町民等に対して、防火知識や初期消火等一

一般的な消火技術の普及を図るとともに、火災に備えて消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよう指導します。

また、自主防災組織、女性防火クラブ、官公署、会社、工場等の関係機関に対しては、消防機関が行う訓練への参加を要請し、火災予防の普及徹底や初期消火体制の確立を目指します。

さらに、高齢者が居住する住宅等を中心として住宅の防火安全性を高めるため、住宅防火診断等を通じた対策を総合的に推進します。

【林野火災予防】

町は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する町民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、入山者等への啓発を実施します。また、林野火災の未然防止と被害軽減を図るため、標識板・立看板を設置したり、防火水槽を設置したりします。

なお、レクリエーション等で活用されている「めい想の森」、「五宝の滝」、「人道の丘」、「キリン水源の森」等については、自然景観を保持に努めるため、森林愛護・防火思想普及の場と位置づけます。

【地震対策】

町は、県及び防災関係機関等と連携し、地震時には町民が『みんなの地域はみんなで守る』という意識のもとに、自主的な行動がとれるよう必要な啓発・教育を行います。また、町及びその他の防災関係機関等は、迅速かつ適確な地震対策の実施を図るため、防災業務に従事する職員等に対し、それぞれ必要な教育を行います。

また、町は、地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、町民に配布します。さらに、町内在住の外国人に対しては、ことばのハンディ等の特殊事情を配慮して、(公財)県国際交流センターの協力を得て、講習会等の防災教育を行います。

【原子力災害対策】

町は、町民に対して、原子力防災に関する知識の普及・啓発を図ります。また、原子力災害時の避難・屋内退避の方法等について、平素より周知・徹底に努めます。

【建築物等の維持・管理】

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは軽減を図るため、町民等を対象として防災知識の普及を図ります。普及事項としては、以下のものがあげられます。

- 火災、台風、地震等に対する耐性を高める住宅等の維持補修方法や補強方法（平常時、台風来襲時等を含む）
- ブロック塀の補強、建物内の家具・事務機器の固定・転倒防止策等、地震時の減災を目的とした安全対策

【教育機関等】

町は、学校における防災教育に関する指導内容の整理・体系化、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努めます。

また、学校等の教育機関等の管理者は、防災指導資料の作成・配布、講習会・研究会の開催等を通じて、関係職員の防災知識の習得ならびに技術の向上を図ります。

各学校においては、全関係職員が協力し、あらゆる機会をとらえて、児童・生徒等に対して防災知識や災害時の心得等の普及に努めます。防災知識の普及に当たっては、児童・生徒の発達段階や地域の実情等を十分考慮します。

同時に、それぞれの地域に対しては、児童・生徒を通して、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図るとともに、災害の未然防止と災害時の応急対策について十分周知させます。

【文化財】

文化財の所有者または管理者は、毎年、関係者等に対して講習会等を開催して、防災知識の普及徹底や防災意識の高揚を図ります。

第2節 防災訓練の実施（関係各課）

【基本計画】

町、八百津町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災、地震等、各地域・施設において発生が予想される災害を具体的に想定し、災害予防責任者、防災業務従事職員、町民が実施すべき応急的な対策について訓練を行います。訓練は、各機関別に、あるいは、2以上の機関が合同し、実地または図上で実施します。また、災害対応業務に習熟したり、業務の課題を発見したりするための訓練にも努めます。

訓練の実施後は、その成果や課題等を取りまとめ、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させ、職員の安全確保等にも配慮しつつ災害対応の一層の能力強化・効率化を図ります。

加えて、県等が実施する広域災害等を想定した防災訓練にも、積極的に協力します。

【総合訓練】

町は、警察、消防、医療機関、教育機関、水防機関、自治会、女性防火クラブ、保育園・日本赤十字社、自衛隊等、各部門別の応急対策実施機関と合同して、毎年度1回、災害が予想される季節前等において、要員動員、気象警報等伝達、通信、避難、救助、救護、炊き出し、消防等の対策を総合して訓練を実施します。

【地震防災訓練】

町は、関係機関と連携して、基礎訓練（初期消火訓練、避難訓練等）を含めた総合的な地

第2編 災害予防

震防災訓練を実施します。訓練は、内陸型大規模地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報訓練等、地震規模や被害想定を明確にする一方で、防災関係機関、町民、事業所等の協力を得たり、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れたりする等、より実践的な内容となるよう努めます。

【水防訓練等】

町と消防機関は、梅雨期前等、洪水が予想される季節前の最も訓練効果の高い時期に、洪水や土砂災害のおそれのある箇所において訓練を実施します。訓練は、地域ごとに定期的に実施するほか、関係団体が合同して行う訓練にも参加します。また、隨時、幹部等に対しては、水防工法やその他関連する事項に関し、訓練や講習会等を実施します。

【消防訓練】

町と消防機関は消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部やその他の関係団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施します。

【避難・救助訓練】

町及び消防機関は、避難・救助等に携わる関係機関と連携を保ちながら、単独、または、消防等に関する訓練と併せて、避難・救助訓練を実施します。なお、学校や社会福祉施設、事業所等、多数の者が利用・勤務・居住する施設については、保育園月1回以上、小中学校毎学期1回以上、社会福祉施設年2回以上等、各施設の実情に応じた訓練を隨時実施します。

【原子力災害を想定した訓練】

町は、県と連携し、災害応急体制の設置運営訓練、緊急時情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練等、原子力災害を想定した実践的な防災訓練を実施します。

【図上訓練】

町は、消防機関、警察機関、教育機関、社会福祉施設等の協力を得て、水害、火災、地震等を想定した図上訓練（ロールプレイング式訓練）を、各年1回以上実施します。

また、町は、「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、町内会あるいは小学校区単位で町民参加による災害図上訓練(DIG : Disaster Imagination Game)を実施し、地域の災害履歴や危険箇所、要配慮者等の情報を共有したり、自治会同士の交流を深めたりします。

【教育機関等における訓練】

教育機関等の管理者は、災害時に適切な処置がとれるよう、関係職員の防災に対する心構えを確認するとともに、災害状況を想定しつつ、警報伝達、児童・生徒の避難誘導等、防災上必要な計画を立案して、訓練を実施するものとします。

【社会福祉施設における訓練】

社会福祉施設においては、災害時の避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を管理責任者が立案した上で、具体的な訓練を実施します。

【文化財】

文化財等の所有者または管理者は、毎年、文化財防火訓練を実施するよう努めます。

第3節 法令の遵守（建設課）**【建築基準法】**

建築基準法（昭和25年法律第201号）の遵守を徹底するため、建設業協会、建築士会、大工組合等を通じ、関係業者等に対して建築基準等の知識、技術等の指導に努めます。また、これらの関係団体の協力のもと、建物の新築、増改築移転等の機会をとらえて、町民に対して建築基準法の遵守の広報に努めるとともに、遵法意識の向上を図ります。

第3編 災害警戒・対策

＜災害警戒・対策の考え方＞

災害に関わる情勢は、時間とともに刻々と変化します。こうした災害情勢に的確に対応するためには、現状を正確に把握するとともに、対応に必要な人員や資機材等を適切に用意・配分し、最適かつ効果的な対策を同時並行でタイミングよく実行していくことが不可欠です。つまり「情報」と「資源」の管理が災害対応の全期間を通じて極めて重要となるのです。

災害警戒・対策の時期と内容



第1章 活動体制の確立

第1節 初動対応（防災安全部）

【初動対応体制】

注意報や警報が発表された場合、あるいは、災害が発生した場合には、状況や規模に応じて適切な体制をとり、その対応にあたります。収集基準と配備体制は、資料編に示す通りです。また、地震等の突発的災害時は、防災安全部が緊急初動体制を確保します。

【災害対策に必要な事項の決定】

大規模な災害が発生した場合、あるいは、発生するおそれがある場合、町本部長（=町長）（不在時は副本部長（=参事、教育長））が必要と判断したときは、「本部員会議」を開催し、災害対策に必要な事項等について協議・決定します。

◇本部員会議の開催

資料編 S3-1-02-04

【東海地震等、大地震への対応】

東海地震関連情報（予知・注意）が発表された場合、町及び関係防災機関等は迅速かつ的確な広報を実施、社会的混乱の防止や町民の不安解消を図ります。

第2節 組織体制（防災安全部、総務部）

【災害警戒本部の設置】

風水害・土砂災害に関連する気象警報が発表された場合、震度4の地震が発生した場合、その他町長が必要と認めた時等は、その状況に応じて『第1警戒配備』または『第2警戒配備』をとるとともに『災害警戒本部』を設置し、情報収集・連絡活動や警戒活動を実施します。また、事態の推移を注視しながら災害対策本部を設置に備えます。

- 災害警戒本部・災害対策本部運用（風水害等） 災害対応マニュアル編 M1-02-01
- 災害警戒本部・災害対策本部運用（地震） 災害対応マニュアル編 M1-02-02
- 災害警戒本部・災害対策本部運用（原子力災害） 災害対応マニュアル編 M1-02-03
- 災害警戒本部・災害対策本部運用（突発事故等） 災害対応マニュアル編 M1-02-04
- 東海地震に関連する情報発表時の対策 災害対応マニュアル編 M1-02-05
- ◇警報発表基準 資料編 S3-1-02-01

【災害対策本部の設置】

災害が発生した場合、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想される場合、震度5弱以上の地震が発生した場合、その他町長が必要と認めた場合等は、『第1非常配備』または『第2非常配備』をとるとともに、八百津町防災センター（使用できない場合は八百津小学校体育館）に『災害対策本部』を設置し、応急対策を実施します。

◇本部設置の報告先

資料編 S3-1-02-03

【現地災害対策本部】

被災地が限定された地区である場合や、八百津町防災センターから遠隔地の場合等には、必要に応じて被災地に近いところに『現地災害対策本部』を設置します。

【災害総合相談窓口の設置】

町は、必要に応じて、情報提供・相談の総合窓口となる『情報センター』を災害対策本部に設置します。『情報センター』は、各部の情報提供・相談事業と連携し、24時間対応で町民等に対する情報提供や相談に応じます。

災害警戒本部・災害対策本部の配備体制と参集基準

体制(※)	参集基準					
	風水害	地震	丸山ダム洪水調節のための放流時	原子力	突発事故等	
災害警戒本部	第1警戒配備 <ul style="list-style-type: none"> 防災安全部+各課2名（職員17名程度） 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表 台風接近情報その他警戒体制をとるべき情報が発表時 町長が被害発生の危険性を勘案し、必要と認めた時 		<ul style="list-style-type: none"> 丸山ダムの放流量が2,500トンを超えたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で原災法第10条に該当しない事故が発生した場合 町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> 町長が必要と認めた時
	第2警戒配備 <ul style="list-style-type: none"> 本部長+副本部長+第1警戒配備+全課長（職員33名程度） 消防団長 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報レベル1の時 町長が被害発生の危険性を勘案し、必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> 震度4 東海地震注意情報発表（カラーレベル 黄） 		<ul style="list-style-type: none"> 町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> 町長が必要と認めた時
災害対策本部	第1非常配備 <ul style="list-style-type: none"> 第2警戒配備+各課増員+地域支部（職員85名程度） 消防団長+消防団員 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨・洪水・暴風警報が全て発表時 局地的に被害が発生した時 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害危険度情報レベル2の時 町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱 東海地震予知情報発表（カラーレベル 赤） 	<ul style="list-style-type: none"> 丸山ダムの放流量が4,000トンを超えたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で原災法第10条に該当する事故が発生した場合 町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> 町長が必要と認めた時
	第2非常配備 <ul style="list-style-type: none"> 全職員・全消防団員 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生の危険性が切迫し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想された時 特別警報発表時 避難指示発令時 町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上 局地的に被害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、また大規模な被害が予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で原災法第15条に該当する事故が発生した場合 県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった時 町長が必要と認めた時 	<ul style="list-style-type: none"> 町内で航空機事故、高速道路等多重事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合

※ 勤務時間外で第1警戒配備が発令された場合、第2警戒配備要員は連絡先を明らかにする

※ 勤務時間外で第1非常配備が発令された場合、職員は自主的に庁舎に参集する

※ 第1、2警戒配備、第1非常配備の配置人数は、部長の判断で配備人員を増減できる

※ 突発事故等の場合、本部体制と配備体制については、町長が状況・被害確認して、必要に応じて弾力的な運用をすることができる。（例：災害対策本部 第1警戒配備）

※ 東海地震予知情報に関しては、資料編 S3-1-02-06「東海地震に関する情報」を参照。

第3節 要員の動員・確保（防災安全部、関係各部）

災害が発生した場合、あるいは、発生するおそれがある場合、それぞれの状況に応じた適切な対応がとれるよう要員を動員・確保し、体制を整えます。

□要員の動員・確保

災害対マニュアル編 M1-03-01

□災害労務対策

災害対マニュアル編 M1-03-02

【体制等の伝達】

勤務時間内の場合、防災安全部は、本部長に報告して配備体制の指示を受け、本部員を通じて各班長に伝達します。各班長は、関係職員に連絡し、所定の配備での事務・業務に従事させます。

勤務時間外（夜間、休日）の場合、宿日直者は、直ちに防災安全部長及び防災安全部に連絡します。防災安全部長は、本部長に報告して配備体制の指示を受け、直ちに本部員に連絡します。連絡を受けた職員は、状況の推移を注視し、必要な場合は速やかに登庁します。なお、職員は、常に気象等の情報に注意し、その状況に応じて自主的に登庁することを心がけるものとします。

◇体制等の伝達系統

資料編 S3-1-03-01

◇職員動員の伝達系統

資料編 S3-1-03-02

【災害時の職員の対応】

災害が発生した場合、あるいは、発生するおそれがある場合、各班員は、町本部の設置・配置のいかんにかかわらず、所定の配備場所でそれぞれの任務につくものとします。また、班員が被災して任務に支障が出る場合等は、班員の配置を各部班間で調整するものとします。なお、本部員及び本部連絡班員は、いつでも直ちに本部室に集合できるよう、各部班において勤務（待機）するものとします。

【職員の応援】

災害応急対策の実施に当たり各班で職員が不足する場合、所属の本部連絡員を通じ、町本部に応援を要請します。町本部は、本部員会議で決定された応援方針に基づいて、余裕のある部班の職員を応援に当たらせます。

第4節 情報収集・連絡体制（防災安全部、関係各部）

【警報等の把握】

本部防災安全部（勤務時間外の場合、宿日直者）及び建設部は、気象注意報等が発表されているときには、岐阜地方気象台、県中濃支部総務班（県本部防災班）、加茂警察署等との連絡を密にする一方、ラジオ、テレビ放送等に留意して、地域の適確な気象状況の把握に努めます。

□情報収集・連絡体制

災害対応マニュアル編M1-04-01

【警報等の伝達】

気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要がある場合、防災安全部（勤務時間外の場合、宿日直者）は、その種類・内容等に応じて関係各班及び町民に伝達・周知徹底を図ります。また、災害と関わりがある異常現象を発見したり、通報を受けたりした関係機関・職員は、速やかにその対応措置をとるとともに、防災安全部（勤務時間外の場合、宿日直者）に通報します。

◇警報等の伝達系統

資料編 S3-1-04-03

◇地震情報・震度情報の伝達系統

資料編 S3-1-04-04

【情報の収集・報告】

災害が発生した場合、町は、被害状況ならびに災害応急対策等の情報をとりまとめ、県支部（または県本部）及び関係機関等に報告します。また、町本部で取りまとめた情報は、必要に応じて各部班に伝達します。なお、被害情報等の調査・報告は、人的被害（行方不明者数を含む）に関わりのあるものを優先します。行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、住民登録や外国人登録の有無に關係なく、県警察等関係機関と協力して正確な情報の収集に努めます。行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合は、当該市町村または都道府県に連絡します（旅行者など、外国人登録を行っていない外国人については、外務省に連絡）。

また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報提供等の協力を求めます。

◇被害状況の調査責任者

資料編 S3-1-04-01

◇被害情報等の収集

資料編 S3-1-04-02

【情報の共有化】

町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、県や関係機関と相互連絡する手段・体制を確保して緊密に連絡を取ったり、関係機関との連絡・調整のため職員を派遣したりする等、情報共有を図るよう努めます。

第5節 災害広報（防災安全部、総務部）

【災害情報等の広報】

町民等に対する災害の状況（事前警戒、災害発生直後、応急復旧時の情報）、避難、災害応急対策、り災者支援に関する情報等の広報については、在宅避難者や広域避難者等にも配慮し、防災行政無線（同報系）、C C N e t 、広報車、「広報やおつ」等を利用するほか、自治会等を通じて伝達する等、幅広い手段によって町民への情報伝達に努めます。また、必要に応じて報道機関の協力を得るものとします。

□災害広報

災害対応マニュアル編M1-05-01

◇広報内容

資料編 S3-1-05-01

◇災害警備広報

資料編 S3-1-05-02

【報道機関に対する情報発表】

町本部において収集した情報のうち、報道機関に対しては、災害種別、発生年月日・場所、被害状況、応急対策状況等、発表時に判明している事項を発表します。報道機関に対する情報提供等は、原則として本部長が選任した報道機関対応担当者1名が実施します。なお、町本部が報道機関に対して災害情報を発表した際には、その旨を県本部へ報告します。

第6節 職員等の応援要請（防災安全部）

【職員の応援要請】

町は、町職員によって応急対策を行うものとしますが、職員が動員できない、あるいは、不足する場合は、県中濃支部総務班、他の市町村に動員等の要請を行うものとします。

◇防災関係協定書・覚書一覧 資料編 S3-1-06-01

【町赤十字奉仕団の編成・協力要請】

災害救助法が適用される災害、あるいは、これに準ずる災害に対応するため、各地域において町赤十字奉仕団の協力を必要とする場合は、町本部長の要請により、町赤十字奉仕団を編成します。町赤十字奉仕団は、炊出し・給水、清掃、防疫、物資の輸送・配分等の支援に当ります。

【自衛隊への出動要請】

災害が発生し、町民等の人命・財産を保護するために支援が必要な場合、町本部長（町長）は、県本部長（知事）に対して、自衛隊の災害派遣を要請することができます。県本部長に要請を行った場合、必要に応じて、町本部長は自衛隊に対し、要請を行ったこと、及び、町内の災害の状況を通知します。ただし、通信の途絶等で知事と連絡がとれない場合は、自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊長を経て第10師団長）に直接通知するものとします。

◇自衛隊派遣要請方法 資料編 S3-1-06-02

◇自衛隊派遣要請窓口 資料編 S3-1-06-03

第7節 議会・隣接市町との相互協力（防災安全部、議会部）

災害や被害の規模・状況に応じて、町議会や隣接市町との相互協力体制を構築し、的確かつ迅速な応急対策が可能となるようにします。

【町議会との協力】

特に大規模な災害が発生した場合には、町本部と町議会との間で相互協力体制を構築し、応急対策の迅速化や復旧対策の円滑化を図ります。

【隣接市町との協力・連携】

隣接市町との境界等において災害が発生した場合、当該市町と協力・連携し、効果的な応急対策をとれるようにします。

第8節 災害輸送計画（防災安全部、総務部、建設部、関係各部）

【災害輸送の方法】

災害輸送は、その応急対策の実施担当班が実施します。ただし、町本部での災害輸送のための自動車等の確保等に当たって調整を行う必要があるときは、管財班が調整を行います。

町本部が行う災害輸送は、可能な限り自動車輸送によるものとしますが、道路途絶等の場合は、舟艇、鉄道、人力等の方法も併せて活用します。なお、長距離輸送を必要とし、他に適切な方法がない場合等は、県中濃支部総務班または自衛隊に支援を要請し、ヘリコプター等による空中輸送を行います。

□災害輸送計画	災害対応マニュアル編M1-08-01
□防災ヘリコプターの活用計画	災害対応マニュアル編M1-08-02
◇町有車両一覧	資料編 S3-1-08-01
◇町有船艇一覧	資料編 S3-1-08-02

【一時集積配分拠点の確保】

被災地への物資輸送を迅速かつ効率的に実施する必要がある場合は、八百津町B&G海洋センター体育館に一時集積配分拠点を設置し、搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として利用します。

第9節 応急資機材等の確保（総務部、関係各部）

【応急資機材の調達】

備蓄した応急資機材等では十分ではない場合、町は、県に提供を要請したり、必要に応じて民間に協力を求めたりすることによって、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を実施します。

第10節 ボランティア活動の支援（総務部、八百津町社会福祉協議会）

【町本部の対応】

町本部は、県や近隣市町村、報道機関と連携・協力し、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等に関する情報提供を行い、ボランティア活動の円滑化を図ります。また、県と連携して、ボランティアの活動状況や情報・ニーズを収集・把握して適切な支援に努めるとともに、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行います。

ボランティア活動の支援

災害対応マニュアル編 M1-10-01

【専門ボランティアの確保】

救出、消火、医療、看護、介護、建築等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に關係する団体等が、関係機関と連携を密にして、受入・派遣に係る調整等を行います。

第2章 災害防除対策

第1節 消防計画（消防団、女性防火クラブ、可茂消防事務組合消防本部）

【出動計画】

町は、町地域内において火災、その他の災害が発生した場合、可茂消防事務組合消防本部や消防団と連携し、初期消火及び災者の迅速な救出・救助をおこないます。消防団は、可茂消防事務組合消防本部と緊密な連絡を行いながら業務に従事します。

なお、救命・救助活動は、災害発生当初の72時間が極めて重要な時間帯となることから、人命救助及びそのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分します。

□消防計画

災害対応マニュアル編 M2-01-01

【自主防災組織の役割】

自主防災組織及び女性防火クラブ等は、出火点を早期に把握し、初期消火に尽力します。

【相互応援計画】

消防力が不足する場合は、相互応援協定に基づき、他市町村等に応援を要請します。また、八百津町と相互応援協定を締結している市町村及び可茂消防事務組合消防本部より応援要請があった場合、町長もしくは団長の指示により出動します。緊急に応援が必要と判断され、所要の機械器具・人員等を派遣した場合は、応援要請があつたものと見なします。

【惨事ストレス対策】

救命・救助活動や消火活動に携わる職員等に対する惨事ストレス対策を実施するとともに、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

第2節 水防計画（建設部、消防団）

【警報等への対応】

道路河川班長は、町本部消防班から水防上の警報・注意報を受信した場合、道路河川班員の待機、消防団長との協議、水防資器材の確保等、必要な措置を速やかに講じます。また、町民等に周知徹底する必要があると認める場合には、適切な方法により周知徹底を図ります。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| □水防計画 | 災害対応マニュアル編 M2-02-01 |
| ◇水防に関する配備体制 | 資料編 S3-2-02-01 |
| ◇丸山ダム洪水調節のための放流時の体制 | 資料編 S3-2-02-02 |

【出動要請】

建設部長は、河川等が警戒水位に達したとき、または、気象注意報・洪水予報等によって消防団の出動が必要と判断される場合は、町本部長に報告するととともに、消防班を通じて消防団長に消防団の出動を要請します。

【非常警戒】

消防団員出動時、消防団長は、水防区域内の厳重な監視・警戒を実施し、被害箇所等、必要な箇所を中心として消防団員を巡回させるものとします。また、異常を発見したときは、建設部長、県支部土木班長と協議し、速やかに対策を講じます。

第3節 土砂災害対策（建設部、総務部）

【大雨に伴う警戒】

大雨警報発表後、大雨による土砂災害の発生の危険度がさらに高まった場合、岐阜県と岐阜地方気象台が共同して、岐阜県土砂災害警戒情報を発表します。土砂災害警戒情報が発表された場合、町は、防災行政無線等の方法により町民等に周知を図ります。

【地震発生後の警戒】

地震発生直後には、被害情報等と併せて、土砂災害の発生状況等の情報も収集します。がけ崩れ、地すべり等が発見された場合、拡大しないよう応急処置を施すとともに、拡大するおそれがある場合は、観測機器等を設置します。また、危険箇所に在住する町民等に対しては警戒・避難の体制をとるよう通知するとともに、異常が見られた場合には、避難勧告を行います。

第4節 雪害対策計画（建設部）

【積雪観測所】

八百津町役場ならびに福地出張所に積雪観測所を設け、観測された積雪量に応じて雪害対策を講じます。

□雪害対策

災害対応マニュアル編 計画M2-04-01

◇指定積雪量観測点

資料編 S3-2-04-01

【道路の除雪】

町、県、関係機関は、降雪量や積雪量、気象状況に応じて、それぞれ管理する道路の除雪作業を実施します。また、短時間に強い降雪が見込まれる場合は、県や関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切な対応に努めます。

◇降雪・除雪等に関する情報の連絡系統

資料編 S3-2-04-03

【雪崩対策】

道路河川班は、雪崩の発生が予想される箇所を巡回します。雪崩の発生が予想される場合には、必要に応じて通行規制等の措置を講じるとともに、標示板旗等の標示によって雪崩の危険箇所であること示します。併せて、町民に対する周知徹底を図ります。

第5節 危険物災害対策（防災安全部、消防団、可茂消防事務組合消防本部）

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等）の漏洩・流出、火災、爆発等による災害が発生した場合、町は、適切かつ迅速な防災活動を実施し、災害の拡大防止と被害の軽減を図ります。

【被害の拡大防止】

町は、県と連携し、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングに加えて、町民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じます。

【避難措置】

町は、関係機関と協力し、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮しながら、必要な場合には、避難措置を講じます。

第6節 放射性物質・原子力災害対策（防災安全部、総務部、消防団、可茂消防事務組合消防本部）

岐阜県内で原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日、法律第156号）（以下、原災法という）の規定に該当する事故が発生した場合、岐阜県の一部が原災法に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合等は、速やかに初動対応を行うとともに、人命の保護を最優先とした対策を実施します。

【体制の確立】

町は、県内において原子力災害に関わる事故・事象等の発生の通報を受けた場合、災害警戒本部を設置し、事故対策のための必要な体制を速やかに確立します。また、岐阜県内で原災法の規定に該当する事故が発生した場合、岐阜県の一部が原災法に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合等は、災害対策本部を設置します。併せて、国、県、関係機関等との緊密な連絡体制を確立するとともに、町内における事故等の場合は、県と協力して、状況把握に努めます。

【町民等の避難誘導】

町は、県内において原子力災害に関わる事故・事象等が発生した場合等、国の指示・助言または独自の判断により、町民等に対して、屋内退避または避難のための立ち退きの勧告・指示を行います。避難誘導に当たっては、県との協力のもと、避難やスクリーニング場所（町民、車両、携行品等の放射線量測定場所）の所在、災害の概要、その他の避難に役立つ情報を町民等に提供します。

【原子力被災者生活支援チームとの連携】

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）を行います。また、子ども等をはじめとする健康管理調査等の実施、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下での汚染廃棄物の処理や除染等を推進します。

【医療措置】

町は、県が実施する緊急時の町民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療に協力します。

【町民等への的確な情報伝達】

町は、町民等に対して、正確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達します。また、広報活動にあたっては、放射線による影響が五感に感じられないといった原子力災害の特殊性を十分に勘案します。情報提供にあたっては、国や県との連携のもと、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にします。合わせて、町民等からの問合せや要望等に適切に対応できる体制を整備します。

第7節 り災者救出計画（防災安全部、健康福祉部、総務部、消防団、可茂消防事務組合消防本部）

【り災者の救出・搬送】

り災者の救出は、災害によって生命身体が危険な状態にある者、もしくは、災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される、または生命があるかどうか明らかでない者を対象として実施します。

町本部における救出作業は、福祉班と防災安全部が協議して対策を立て、防災安全部長（またはその代理者）の指揮のもとで実施します。直接の救出は、消防団員が実施するものとしますが、不足するときは、その場に居合わせる活動可能な者の協力を得ます。救出に必要な機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するものとします。

□り災者救出計画

災害対応マニュアル編 M2-07-01

◇救出対象者

資料編 S3-2-07-01

【発見者の通報】

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たります。また、独自で救出できない場合等は、町本部、警察官、消防署のいずれかに直ちに通報するものとします。

【応援要請】

救出現場において、救出作業に必要な人員（特殊技術を有する者を含む）、資機材等が十分に確保できない場合は、町本部に応援を要請します。町本部だけでは十分な対応が困難な場合は、県支部総務班に応援等の要請を行います。ただし、急を要する場合で、隣接の近隣市町及び可茂消防事務組合消防本部で応援可能と認められる場合は、直接、応援要請を行います。

【機関相互の連絡】

救出指揮者は、出動警察官と緊密に連絡をとり、相互に協力しながら、一体的に救出作業を進めます。救出後医療を要する場合は、町本部健康増進班または医療機関に連絡をとり、待機を要請する等、機関相互の連絡調整に努めます。

第8節 避難計画（防災安全部、総務部）

【避難準備情報、避難勧告・指示】

災害のために危険が急迫した場合、あるいは、人命の保護や災害の拡大防止等に必要と判断される場合、町長等は、危険区域に居住する町民等に対して、避難準備情報の発令、避難勧告、避難指示を行います。また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文を工夫する等、町民の積極的な避難喚起に努めます。

災害対策本部の設置される八百津町防災センターにおいて災害等の状況の十分な把握ができない場合は、被災地近傍に設置する現地災害対策本部等で勧告等の判断を行い、適時適切な避難誘導に努めます。

【情報の収集・伝達・周知徹底】

避難準備情報の発令、避難勧告・避難指示を行う者は、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、町民等の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めます。

避難準備情報を発令、または、避難勧告・避難指示を行った場合は、関係者の協力を得て、その地域内に居住する町民等に周知徹底を図ります。このとき、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとします。

【町外への広域避難】

災害の規模や、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から他市町村への避難や、他市町村の応急仮設住宅への入居が必要と判断される場合は、必要に応じて、国の非常災害本部等を通して、関係省庁または都道府県に広域避難収容に関する支援を要請します。

り災者の受け入れについては、県に調整・協議を要請します。ただし、県内の他市町村の場合は、必要に応じて、直接協議を行います。

第3章 都市機能等の応急復旧対策

第1節 緊急輸送・交通規制対策（建設部）

災害時には、道路上の倒壊物や交通渋滞等によって、救出・救助活動、消火活動、物資供給等に支障が生ずるおそれがあります。そのため、交通規制等の方法により、緊急輸送道路を確保します。緊急輸送に当たっては、輸送順位を考慮した上で、必要な人員・資機材等が円滑に輸送できる措置を講じます。

【緊急輸送道路の確保】

災害発生後は、道路パトロールにより道路の被害状況等を速やかに把握します。道路パトロールに当たっては、予め指定した緊急輸送道路を優先します。災害の発生地域や道路の被害状況、隣接市町村の道路状況を勘査した上で、順次復旧作業に努め、車両通行機能の早期確保を図ります。

【交通規制】

道路の損壊・決壊等により、交通上、危険である場合には、通行禁止区間を定める等の交通規制を実施し、町民や運転者等に周知徹底を図ります。また、緊急輸送を目的として車両を使用する場合は、事前に、加茂警察署に対して、緊急通行車両確認証明書等の交付願を提出します。

第2節 道路・河川等の応急復旧（建設部）

【道路の応急復旧】

災害によって道路に被害が生じ、交通に支障が生じた場合、町及び道路管理者は、速やかに応急復旧作業を実施します。また、路上の障害物の除去が必要な場合は、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施します。

【河川施設の応急復旧】

河川、ダム、ため池等の管理者は、災害発生後、速やかに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めます。堤防施設等の被害を発見した場合は、被害状況に応じて適切な応急対策を講じます。また、水路に障害物がある場合は、その除去に努めます。

第3節 ライフライン施設対策（水道環境部、関係機関）

上下水道、電気、ガス等のライフライン施設に被害が発生すると、より災者の生活が大きく混乱するだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障が生じる可能性があります。そのため、町及び事業者は、相互に連携して広域的な支援体制を整備します。また、復旧予定期間等の情報提供を行うとともに、防災関係機関、医療機関等から優先的に復旧します。

【上水道施設】

上水道施設が被災し、飲用水の供給が必要になったときは、隣接水道からの給水、給水車による給水等の方法により適宜の給水に努めます。また、水道施設の被害状況を速やかに調査し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成します。

- | | |
|----------------|---------------------|
| □ライフライン施設の応急対策 | 災害対応マニュアル編 M3-03-01 |
| ◇応急復旧の目標期間の設定 | 資料編 S3-3-03-01 |

【下水道施設】

施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、当初は被害拡大・二次災害防止の観点から、次には暫定機能の確保という観点から応急対策を実施します。復旧は、主要幹線から優先的に実施します。

- | | |
|---------------|----------------|
| ◇下水道施設の災害応急対策 | 資料編 S3-3-03-02 |
|---------------|----------------|

【電力施設（中部電力株式会社）】

移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等により、被害状況の早期収集に努めるとともに、早期復旧を目指します。また、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めます。被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定期間等については、報道機関や広報車などを通じて利用者に周知します。なお、災害時も原則として可能な限り送電を継続しますが、二次災害防止等の理由により、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講じます。

【通信施設（西日本電信電話株式会社）】

災害時に際し、臨時回線の作成、中継経路の変更、利用制限等の措置により、通信の輻輳の緩和や重要通信の確保を図ります。

第4節 文教関係施設等応急対策（教育部、健康福祉部）

【文教施設等の応急対策】

学校、社会教育施設等の文教施設が被害を受け、教育活動や業務運営に支障が生じた場合、あるいは、被災施設を放置すると被害が拡大する可能性がある場合は、関係機関と速やかに連絡・協議を行い、維持・保全、教育活動等の実施の視点から必要な範囲において応急復旧を行います。また、施設の経営者・管理者は、浸水等の被害を受けた場合には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全に万全を期するものとします。

□町立学校関係の対策	災害対応マニュアル編 M3-04-01
□学校保健の対策	災害対応マニュアル編 M3-04-02
◇授業実施のための校舎等施設の確保	資料編 S3-3-04-01
◇校舎等施設確保のための応援要請事項	資料編 S3-3-04-02

【応急教育】

災害に伴う被害によって教育活動等が実施できない場合、休校等の措置を講じます。ただし、正規の教育活動等が困難な場合でも、できる限り速やかに応急教育の実施に努めます。また、応急教育等を実施する場合、給食もできる限り実施するように努めます。

【児童・生徒の安全確保・保護】

災害が発生した場合、または、災害が発生するおそれがある場合、各学校長は、迅速に児童・生徒を避難させる等、災害の状況に応じた安全措置や救急処置を行います。また、災害時には児童・生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれがある場合、臨時に児童・生徒、幼児の健康診断を行う等、患者の早期発見と早期処置に努めます。

◇防疫実施時の留意点	資料編 S3-3-04-08
------------	----------------

【文化財】

文化財等に被害が発生した場合、管理者は、教育部生涯学習班を通じて県本部教育部に被害状況を報告します。被災文化財については、その所有者・管理者に対し、文化財的価値を可及的に維持できるよう、町教育委員会委員等の意見を参考にし、対策を指示・指導します。

□文化財・その他文教関係の対策	災害対応マニュアル編 M3-04-03
◇指定文化財一覧	資料編 S3-3-04-09

第5節 その他公共施設等対策（総務部、関係各部）

【公共建築物】

町は、災害発生後、必要に応じて、防災活動拠点となる公共施設や避難場所の指定施設等を中心として、「被災建築物応急危険度判定士」などによる公共建築物の緊急点検・巡回等を実施し、被災状況等を把握するとともに、応急復旧によってできる限り機能確保に努めます。

- | | |
|-------------|---------------------|
| □その他公共施設等対策 | 災害対応マニュアル編 M3-05-01 |
| ◇施設機能の応急対策 | 資料編 S3-3-05-01 |

第6節 防疫・保健衛生対策（健康福祉部、給食センター部、水道環境部）

【防疫・保健衛生】

災害時の防疫・保健衛生については、健康増進班が県中濃支部保健班の指導・指示に基づき、検病調査、健康診断、臨時予防接種、消毒（飲料水、家屋、便所等）、ねずみ属・昆虫等の駆除等を実施します。

- | | |
|-------------|---------------------|
| □防疫・保健衛生対策 | 災害対応マニュアル編 M3-06-01 |
| ◇感染症予防委員の選任 | 資料編 S3-3-06-01 |
| ◇防疫班の編成 | 資料編 S3-3-06-02 |

【食品衛生】

給食センター部は、炊出し等の期間中、班員を派遣して食品衛生に関する指導監視を行います。食中毒症状を呈するものが発生したときは、直ちに医師による診察を受けさせます。また、速やかに県支部保健班に連絡し、原因究明の調査を行うとともに再発防止に努めます。

第7節 廃棄物・し尿処理対策（水道環境部）

【廃棄物】

環境衛生班と委託ごみ収集業者により、廃棄物を処理します。廃棄物の収集は、委託業者所有車により、緊急清掃を要する地区から順次実施します。収集した廃棄物の処分は、原則として可茂衛生施設利用組合で実施しますが、最終処分場の不足も予想されることからリサイクル等によって減量化を行い、不燃性または焼却できない廃棄物は、埋立処分を行います。

□廃棄物・し尿処理対策

災害対応マニュアル編 M3-07-01

◇収集順序決定の留意点

資料編 S3-3-07-01

◇ごみの処分手順

資料編 S3-3-07-02

【し尿処理】

環境衛生班と委託尿汲取業者によって、し尿を収集・処理します。汲取収集は、許可業者が、緊急汲取りを要する地区から順次実施します。し尿処分は、原則として、可茂衛生施設利用組合のし尿処理場において実施します。

◇し尿の汲取手順

資料編 S3-3-07-03

第8節 防犯対策（防災安全部、加茂警察署）

【防犯対策】

町は、警察機関と協力し、早期に警備体制を確立して、被災地及びその周辺における警戒警備の強化や不法事案等の予防・取締り等の徹底を図ります。また、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう、積極的な指導・支援に努めるほか、警備業者に対しても防犯活動の強化を要請します。

第9節 遺体の保護・処理・埋葬（健康福祉部）

【遺体の搜索】

行方不明の状態にある者で周囲の状況から既に死亡していると推定される場合、その遺体の搜索は、町本部が関係機関と協力して実施します。

□遺体の保護・処理・埋葬

災害対応マニュアル編 M3-09-01

◇行方不明者の搜索の流れ

資料編 S3-3-09-01

【遺体の見分・処理】

遺体を発見した場合、町本部は、速やかに県支部警察班（警察官）に連絡し、その見分を待って必要に応じて処理を行います。また、町は、身元確認に必要な資料の提供等、県警察の見分に協力します。遺体の処理は、町本部が、医療班や医師の協力を得て実施します。遺体の安置場所は、民間葬儀場等に協力を要請します。

【遺体の埋葬】

町本部において遺体の埋葬等を行う必要がある場合、福祉班が応急的な埋葬等を行います。埋葬は、必要に応じて直接火葬等に付したり、棺・骨つぼ等を遺族に支給したりする等の方法で実施します。

◇埋葬の実施の留意点

資料編 S3-3-09-03

第4章 り災者対策

第1節 医療・助産計画（健康福祉部、防災安全部）

【医療体制】

本部長は、災害救助法に基づき、また、災害救助法が適用されない場合（適用されるまでの期間を含む）は町独自の応急対策として、医療・助産を実施します。八百津町内の医療関係者によって医療班を編成し、健康増進班の要請に基づいて医療等に当たります。なお、医療班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは県支部保健班に派遣を要請します。

大規模災害等によって医療を要する者が多数に及ぶ場合等、必要に応じて、医療関係機関または国の非常本部等に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣要請を行います。

□医療・助産計画

災害対応マニュアル編 M4-01-01

◇医療班の編成

資料編 S3-4-01-01

【実施方法】

被災現地で医療等が必要な場合、健康増進班は、医療班を派遣します。医療班は、現地（避難所または災害現地）近辺の適切な施設を利用して、あるいは、天幕等により野外に現地救護所を開設して診療に当たります。なお、町の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当な場合、健康増進班は、その医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱いに準じて医療等を行います。

【医療施設への移送・収容】

医療を要する者を医療施設に収容する必要がある場合、医療班、医療機関または発見者は、健康増進班に通知・協議し、適切な医療収容施設（病院）に移送して医療を行います。患者の移送に当たって自動車、ヘリコプター等を必要とする場合は、防災安全部に車両等の確保を要請します。

移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合等、必要に応じて、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な後方医療活動を要請します。また、広域後方医療施設への移送予想人数を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営し、そこから町外の医療施設への移送を実施します。

第2節 要配慮者対策（健康福祉部、消防団、女性防火クラブ、可茂消防事務組合消防本部、八百津町社会福祉協議会）

【在宅の要配慮者対策】

災害発生時等には、関係機関の協力のもと、避難行動要支援者名簿、地図、警察（特に交番及び駐在所）の情報を利用する等し、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、救援・救護等、できる限りきめ細かな対策を講じます。

□要配慮者対策

災害対応マニュアル編 M4-02-01

◇在宅の要配慮者対策

資料編 S3-4-02-01

【社会福祉施設における対策】

災害の程度・種別等に応じて、予め避難場所を選定しておきます。また、予め定めた避難誘導方法等に従って、速やかに入所者の安全を確保します。避難に当たっては、施設近隣に居住する町民等の協力を求め、迅速な避難に努めます。施設・設備が被災した場合、町等の協力を受けて機能回復を図る一方、社会福祉施設の避難場所を早急に確保します。

被災を免れた施設や被災地に隣接する地域の施設は、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度、り災者を受け入れます。なお、り災者を受け入れる場合、要介護者等援護の必要性の高い者を優先します。

【外国人対策】

災害時の外国人り災者の救助に必要な場合、公益財団法人岐阜県国際交流センターに通訳ボランティアの派遣を要請します。また、外国人に対して、避難場所や物資支給等の必要な情報が正確かつ迅速に伝達されるように努めます。

第3節 避難所の開設（町民部、教育部）

【避難所の開設】

避難所の開設及びり災者の収容・保護は、災害救助法に基づき、また、災害救助法が適用されない場合（適用されるまでの期間を含む）は町独自の応急対策として、町長が実施します。開設に当たっては、ライフラインの回復見込みや、道路の途絶による孤立の状況等も勘案して、適切な場所に開設します。

避難所の開設が決定された場合、町民部は、直ちに避難所を開設し、り災者を収容・保護します。災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は、原則として、災害発生の日から7日間とします。

□避難所の開設

災害対応マニュアル編 M4-03-01

◇避難場所・避難所一覧

資料編 S3-4-03-05

◇避難所の開設場所

資料編 S3-4-03-06

【避難所の運営体制】

避難所を開設した場合、町本部は、各避難所に町民部員を派遣駐在させるとともに、インターネット端末、電話等を設置して、避難所の管理と収容者の保護、り災者情報、支援対策等の広報に当たらせます。また、避難者の中から選ばれた世話人（若干名）は、駐在員の指示に従って避難所の運営に協力します。さらに、避難所運営への女性の参画の拡大や、八百津町女性防火クラブ、日本赤十字奉仕団、その他ボランティア団体等の協力により、各避難所の運営、生活環境の保持が円滑に行われるよう努めます。

併せて、避難所の収容者や、避難所では生活していないものの食事を受け取りに来ている被災者等に関する情報の早期把握に努め、国等への報告を行います。

◇避難所における措置

資料編 S3-4-03-07

【良好な生活環境の確保】

避難所における生活環境には常に注意を払い、良好なものとするよう努めます。また、避難が長期化した場合等、必要に応じてプライバシーの確保、入浴施設の設置、医師・看護師等の巡回、避難所の衛生状態の維持等に配慮します。なお、生活環境の確保にあたっては女性や子育て家庭のニーズ等にも十分留意します。

【避難所の早期解消】

災害の規模や、り災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況によっては、旅館やホテル等への移動を促します。

また、災害規模によって避難の長期化等が予想される場合は、県との協力のもと、応急仮設住宅の迅速な提供、居住可能な町営住宅・民間賃貸住宅等のあっせん等により、避難者の健全な住生活の早期確保を図るとともに、避難所の早期解消に努めることを基本とします。

◇避難場所・避難所一覧

資料編 S3-4-03-05

第4節 生活支援対策（総務部、給食センター部、出納部、健康福祉部、教育部、水道環境部、関係機関）

以下の生活支援対策においては、孤立状態にあるり災者、在宅避難者、応急仮設住宅等への入居者、所在が把握できる広域避難者等にも支援が行われるよう努めます。特に、通信・交通の途絶によって孤立状態にあるり災者については、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑供給に十分に配慮します。

【食料】

炊出し及び食品の給与は、給食センター班が中心となり、他の部や女性防火クラブ、日本赤十字奉仕団等の協力を得て実施します。ただし、小規模災害時や町の体制が整わない場合に地区単位で行う炊出しについては、その程度に応じて各地区で実施します。災害対策従事者等については、関係班が実施します。

- | | |
|-----------|---------------------|
| □食料の供給 | 災害対応マニュアル編 M4-04-01 |
| ◇炊き出し可能施設 | 資料編 S3-4-04-01 |
| ◇炊出しの献立 | 資料編 S3-4-04-02 |

【飲料水】

飲料水の確保は、上下水道班が担当します。被災地において飲料水の確保が困難である場合は、被災地に近い水源地や給水栓から、給水車・容器等を利用して給水拠点等に運搬して供給します。飲料水は、避難所及び炊出し場所、病院（手術、入院施設のあるものは最優先）、断水地域の町民・施設の順に供給します。

- | | |
|------------------|---------------------|
| □飲料水の供給 | 災害対応マニュアル編 M4-04-02 |
| ◇給水拠点所在地 | 資料編 S3-4-04-05 |
| ◇給水の優先順序 | 資料編 S3-4-04-06 |
| ◇災害救助法に基づく給水実施基準 | 資料編 S3-4-04-07 |

【生活必需品】

災害救助法が適用された場合、り災者が必要とする被服、寝具、その他生活必需品の確保・輸送は、原則として県本部が行います（非適用時は町本部にて実施）。各世帯への割当・支給は、町本部が実施します。町本部による割当・支給は、主として福祉班が担当し、必要な場合は他班からの職員の応援を得て実施します。

また、被災地で求められる生活必需品は、被災地の実情、季節、時間の経過等によって変化することに留意し、その調達・供給に努めます。

- | | |
|-----------|---------------------|
| □生活必需品の供給 | 災害対応マニュアル編 M4-04-03 |
| ◇物資供給拠点 | 資料編 S3-4-04-08 |
| ◇物資供給対象者 | 資料編 S3-4-04-09 |

【学用品】

町本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時には、福祉班の要請に基づいて学校教育班と各学校班が分担して実施します。災害救助法が適用されない災害時の教科書のあっせんは、学校教育班または各学校班が実施します。

- | | |
|------------------|---------------------|
| □学用品の支給 | 災害対応マニュアル編 M4-04-04 |
| ◇災害救助法による学用品支給条件 | 資料編 S3-4-04-11 |
| ◇確保すべき学用品 | 資料編 S3-4-04-12 |

【義援金】

地域における義援金品の募集・配分は、福祉班が中心になり、日本赤十字社岐阜県支部八百津町分区、八百津町自治会長会、八百津町社会福祉協議会、八百津町民生児童委員会等の機関が共同・協力して実施します。配分に当たっては、配分方法を工夫するなどして、可能な限り迅速な配分に努めます。特殊な災害等による募集・配分は、関係のある機関が単独または共同で実施します。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| □義援金の募集・配分 | 災害対応マニュアル編 M4-04-05 |
| ◇義援金品の募集配分機関 | 資料編 S3-4-04-13 |
| ◇義援金品の募集・配分に関する事項 | 資料編 S3-4-04-14 |

【り災証明書】

被害状況の確定調査が完了し、各世帯の被害状況が判明したとき、福祉班は、速やかに「り災者台帳」を作成します。また、福祉班は、り災者に対して「り災証明書」を交付します。ただし、災害時の混乱等により「り災証明書」の交付ができない場合は「仮り災証明書」を作成・交付し、後日速やかに「り災証明書」と取り替えます。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| □り災証明書の発行等 | 災害対応マニュアル編 M4-04-06 |
| ◇救助の報告を要する事項・内訳 | 資料編 S3-4-04-18 |
| ◇災害救助法適用基準 | 資料編 S3-4-04-19 |

第5節 帰宅困難者対策（総務部、町民部）

【町民・事業所等に対する啓発】

町は、常日頃より、各種手段を用いて、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則をはじめ、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務（従業員等を一定期間事業所内に留めておくことを可能とする必要物資の備蓄等への取り組み）等、必要な啓発に努めます。

【帰宅困難者の救援等】

町は、帰宅途中で救援が必要になった人に対する救援や避難所への救助対策等を図ります。

【帰宅困難者への情報提供】

町は、企業、放送事業者、防災関係機関等から情報を収集し、徒歩帰宅困難者に対して、支援ルートや支援ステーション（コンビニエンスストア等）に関する情報提供に努めます。

第6節 応急住宅対策（建設部）

【住宅対策】

災害によって住宅が被災や、土砂の浸入等によって居住できなくなったり災者のうち、自力での対応が困難なり災者を支援するため、関係業界団体等の協力を得て、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施及び障害物の除去をします。

応急仮設住宅の十分な建設・確保が困難な場合は、必要に応じて関係機関の協力を求め、居住可能な町営住宅のあっせん、民間賃貸住宅の借上げ等によって、り災者への住宅供給に努めます。なお、応急仮設住宅等については、要配慮者に十分配慮して情報提供を行い、要配慮者に優先的な入居に努めます。

□応急住宅対策	災害対応マニュアル編 M4-06-01
◇住宅対策等の調査事項	資料編 S3-4-06-01
◇仮設住宅の建設と管理	資料編 S3-4-06-05
◇障害物除去対象世帯	資料編 S3-4-06-09

【応急住宅の管理】

応急仮設住宅を設置する場合、女性をはじめとする生活者の意見の反映、要配慮者のニーズへの対応及び必要に応じて愛玩動物の受け入れにも配慮します。また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、心のケアによる孤独死や引きこもり等の防止、入居者によるコミュニティの形成・運営に努めます。加えて、孤独死の防止等のためのアフターケアに必要な入居者情報の第三者提供についても、事前に同意を得る等の配慮をします。

第7節 建築物等安全対策（建設部）

地震によって建築物及び宅地等に被害が生じた場合は、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、以下の安全対策を実施します。

【建築物】

町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断した場合、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施します。

□建築物等安全対策

災害対応マニュアル編 M4-07-01

【宅地等】

町は、宅地等の被害に関する情報に基づいて宅地危険度判定の実施を決定した場合、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、被災宅地危険度判定士の協力のもと危険度判定を実施します。

第8節 愛玩動物対策（町民部）

【愛玩動物等の保護】

町は、獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救援等を行います。

□愛玩動物対策

災害対応マニュアル編 M4-08-01

【飼養体制の整備】

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を、避難所隣接地に設置するよう努めます。また、関係団体等と協力し、愛玩動物の適正な飼養の指導等、動物の愛護及び生活環境の保全に努めます。

【特定動物の逸走対策】

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から脱走した場合、町は、飼養者や関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。

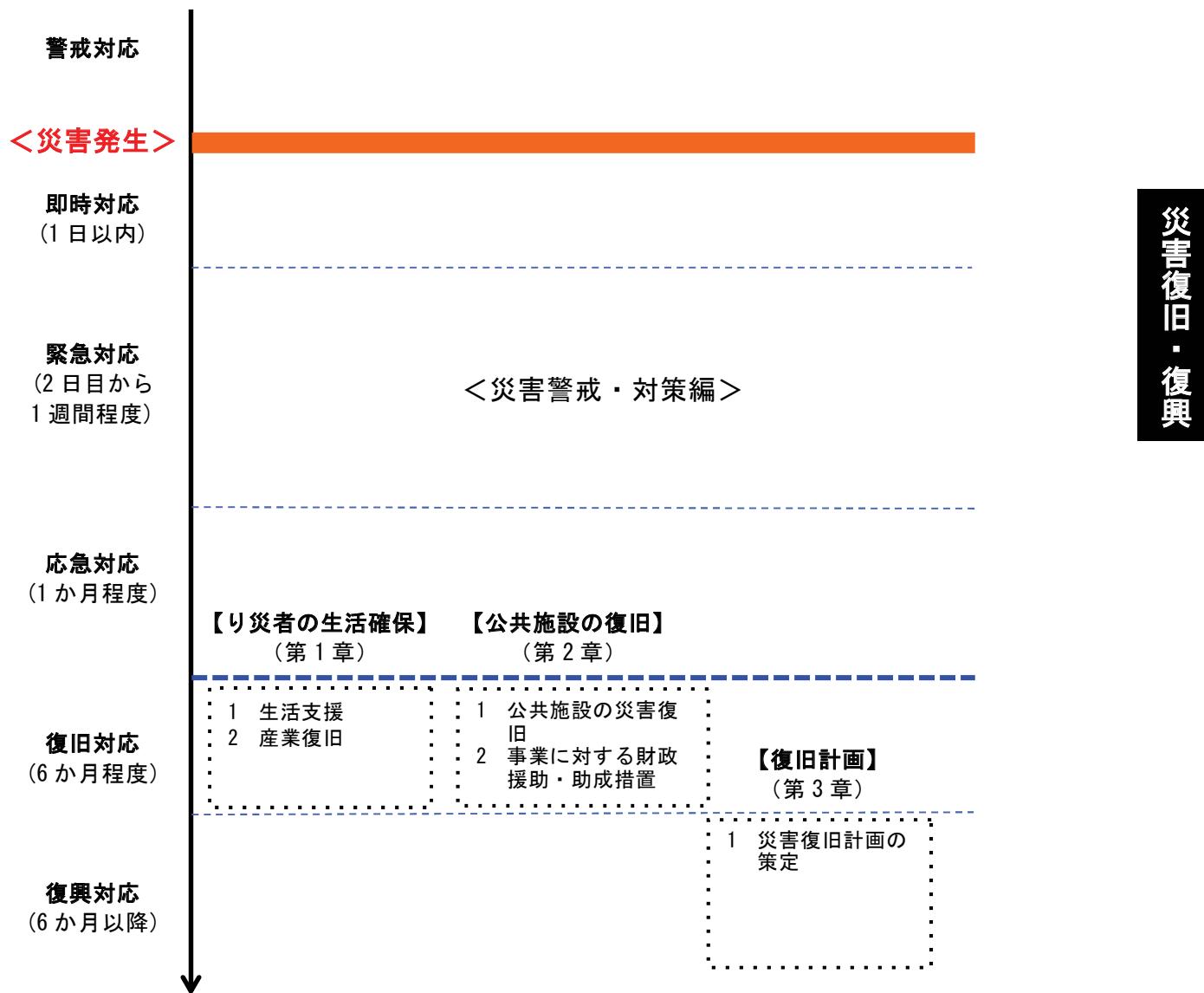
第4編 災害復旧・復興

＜災害復旧・復興の考え方＞

社会・経済活動の早期回復とともに、り災者の生活安定や不安解消を図るために、計画的な復旧を進めたり、生活全般にわたるきめ細やかな支援を行ったりします。

復旧・復興計画の策定に当たっては、町民等の意向に十分配慮するとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築に努めます。また、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織への女性の参画を促進します。障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も、併せて進めます。

災害復旧・復興対策の時期と内容



第1章 り災者の生活確保

第1節 生活支援（総務部、町民部、健康福祉部、教育部）

【生活相談、職業斡旋】

り災者のための相談窓口を設けて苦情や要望事項を聞き取り、その解決を図ります。また、り災者への職業斡旋については、県に対する要請措置等、必要な計画を策定するとともに、即効性のある臨時的な雇用創出策と中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ、り災者の働く場の確保に努めます。他市町村に避難したり災者に対しても、避難先の都道府県や市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供します。

□生活支援

災害対応マニュアル編 M5-01-01

【災害弔慰金、災害障害見舞金】

町は、災害によって死亡した町民の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対しては災害障害見舞金を支給します。

【被災者生活再建支援法の適用】

町は、住宅被害の認定を行って、り災者への支援金の支給申請に必要なり災證明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行います。

【り災者生活支援】

町は、八百津町災害見舞金等支給要綱、八百津町被災者生活・住宅再建支援金事業要綱に基づき、り災者への支援金を支給します。

□災害援護資金貸与

災害対応マニュアル編 M5-01-02

◇災害援護資金の貸付対象・内容・条件

資料編 S4-1-01-01

◇生活福祉資金の貸付対象・内容・条件

資料編 S4-1-01-02

◇母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件 資料編 S4-1-01-03

【租税の徴収猶予・減免】

り災者に対する町税の徴収猶予や減免等、納税緩和措置を実施します。

【障がい者、児童にかかる対策】

町は、一般の要配慮者対策等に加えて、障がい者に配慮した対策も実施します。また、要保護児童の発見に努めて適切な対策を講じるほか、子どものメンタルヘルスにも十分配慮します。

【原子力災害時の除染作業への協力】

町は、国、県、原子力事業者、その他関係機関に協力し、放射性物質による環境汚染に適切に対処します。

第2節 住宅復旧（建設部、健康福祉部）

【応急仮設住宅の建設】

町は、自己の資力では住宅の再建が困難なり災者に対し、災害救助法に基づいて応急仮設住宅を建設して提供します。

【住宅の応急修理・障害物除去】

町は、自己の資力では住宅の修理が困難なり災者に対し、災害救助法に基づいて当該住宅の応急修理を行います。また、自己の資力では、住宅周辺の障害物等の除去が困難なため日常生活において著しい妨げとなっている世帯に対しては、災害救助法に基づいて障害物の除去を行います。

第3節 産業復旧（産業部、建設部）

【中小企業の振興】

町及びその他の関係機関は、り災した中小企業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努めるとともに、被害の規模に応じて必要な措置を講じます。また、り災した中小企業者の利便を図るため、相談窓口の開設、チラシ・パンフレット等の作成配布、広報等を行います。

- 被災中小企業の振興・農林漁業関係者への融資 災害対応マニュアル編 M5-03-01
- ◇被災中小企業の自立支援対策 資料編 S4-1-03-01

【農林漁業関係者への融資】

町及びその他の関係機関は、り災した農林業者の施設の復旧や経営の安定を図るため、災害の規模に応じて、日本政策金融公庫による融資等の必要な措置を講じるとともに、り災者の利便を図るため、相談窓口の開設、チラシ・パンフレット等の作成配布、広報等を行います。

- ◇農業関係資金 資料編 S4-1-03-02
- ◇林業関係資金 資料編 S4-1-03-03

【原子力災害時の風評被害等の影響の軽減】

町は、国や県と協力して正確な情報の提供に務め、科学的根拠に基づいて、観光業や農林水産業、地場産業等への影響の軽減に尽力します。

第2章 公共施設の復旧

第1節 公共施設の災害復旧（建設部、水道環境部、関係各部）

【公共施設の復旧】

道路、橋梁、河川、上下水道等の公共施設の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努め、社会・経済活動の早期回復や災者の生活支援に寄与します。復旧に当たっては、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、被災施設の原形復旧とともに、災害による再度の被災を防止するために必要な施設の新設・改良等を行います。

なお、復旧事業の実施に当たっては、県警察等と協力し、暴力団排除活動の徹底に務めます。

□公共施設・公共事業等の災害復旧

災害対応マニュアル編 M6-01-01

第2節 事業に対する財政援助・助成措置（防災安全部、建設部、関係各部）

【公共土木施設の復旧】

公共土木施設の管理者は、災害によって被災した施設の速やかな原形復旧を図ります。河川・道路・下水道等は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設となっており、一定の要件を満たす災害復旧事業は国の負担となります。

【激甚災害に関する対応計画】

甚大かつ広範囲に及ぶ被害からの早急な復旧には国の多方面の支援が必要です。そのため「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和31年法律第150号）に基づく激甚災害の早期指定に向け、町は、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行うとともに、被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力します。

◇激甚災害に係る財政援助措置

資料編 S4-2-01-01

第3章 復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定（建設部、関係各部）

【復旧計画の策定】

町は、被災の状況や地域特性、関係公共施設管理者等の意向を勘案し、復旧計画を作成する必要があると判断した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討して、町民等の意向を踏まえながら速やかに計画を策定します。併せて、計画推進のための体制を整備するとともに、町民等に計画内容の周知を図ります。

被災した学校の復興を行う場合は、学校の復興とまちづくりを連携させ、安心・安全な立地場所の確保、施設の防災対策の強化、地域コミュニティの拠点形成を図ります。

なお、復旧・復興事業の実施に当たっては、県警察等と協力し、暴力団排除活動の徹底に務めます。

【計画推進のための人員の確保】

災害復旧・復興対策を推進するためには、膨大な業務を長期間にわたって処理していく必要があります。対策推進のための職員等が不足する場合は、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に協力を求めます。